

## 平成27年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 平成27年6月23日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	13番 久 保 八太雄

4. 欠席議員

12番 林 竹 松

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 日 垣 龍 二  
事務局次長兼班長 寺 岡 安 弘  
議 事 班 主 任 武 井 美 冬  
議 事 班 主 任 眞 土 浩 子

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総 務 課 長 山 本 康 二	企画財政課長 川 上 建 司
滞納整理課長 西 村 城 人	財産管理課長 黒 岩 道 宏
税 務 課 長 上 松 一 喜	市 民 課 長 萩 野 義 興
保健介護課長 武 井 知 香	人権啓発課長 松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長 竹 本 俊 之	建 設 課 長 岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長 久保田 浩	ジオパーク推進課長 和 田 庫 治
防災対策課長 上 松 富 士 樹	会計管理者兼会計課長 長 崎 潤 子
福祉事務所長 中 屋 秀 志	教 育 長 谷 村 幸 利
教育次長兼学校保育課長 久 保 一 彦	生涯学習課長 森 岡 光
水 道 局 長 山 崎 桂	消 防 長 竹 谷 昭 一
監査委員事務局長 山 本 ゆかり	室戸市選挙管理委員会委員長 溝 渕 康 展

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名、欠席届1名、現在12名の出席でございます。

欠席議員は林竹松議員、通院のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。市民の視線に立って、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1、マイナンバー制度について。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が2013年5月に国会で可決成立し、いよいよことしの10月から個人へのマイナンバーの通知が始まり、来年の1月から施行されることとなりました。このマイナンバー制度は、国民一人一人に12桁の番号を指定し、その番号を利用することにより効率的な情報の管理や利用可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化、行政分野における公正な給付と負担の確保など、国民の利便性の向上を図る目的とされるものであります。また、このようにこの制度は自治体の業務やシステムのあり方など、自治体経営のあり方にも大きな影響を及ぼすものと考えられています。

そこで、(1)想定される課題と対応についてお伺いいたします。

ことしに入ってから行った内閣府の世論調査では、制度内容を知らないが70%を超え、情報漏えいの不安を訴える回答も30%あったようです。ことしの10月からマイナンバーを付番し、住民に通知が開始されますが、これに伴い、行政で必要とする事務の範囲も幅広く、当該事務に対応する制度、業務、システムも多岐にわたるとお聞きしています。市民にとってもこの制度、ようわからんというのが大方の見方だと思います。住民の方々への周知、広報はどのように考えているのでしょうか。

さきの日本年金機構の情報漏えい事件は記憶に新しいところですが、個人情報保護、セキュリティの問題や本市のような職員体制が脆弱な自治体にとって体制は整っているのか、制度のスタートに一抹の不安を覚えます。職員の研修等、考えられる課題の対応についてお伺いいたします。

(2) 情報弱者への対応について。

10月以降、住民票掲載の住所に12桁のマイナンバーの通知カードが送られ、申請すると個人番号カードの交付を受けられるとされており。しかし、情報の届きにくい人、いわゆる高齢者や視覚障害者、外国人など情報弱者と言われる方々に対する対応はどのように考えているのでしょうか。また、多くの市民に写真を張ったカードの申請をしていただくよう、市民の利便性向上のための総合窓口の設置など考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、2、健康対策について。

(1) 本市の医療環境についてお伺いいたします。

近年、室戸から次々と病院の姿が消えています。平成23年7月には島田病院、8月には羽根病院、そして昨年11月には室戸岬町の宇賀クリニックが廃院となってしまいました。また、昨年の7月からは、本市唯一の救急病院であった室戸病院が救急医療の取り下げとなり、ついことしの1月から市内病院での日曜、祭日当番医の廃止を突如「広報むろと」で知った市民の驚きと不安の声が私どもにも数多く寄せられております。このような状況では、先のことを考えたら都会にいる子供たちのところへ行こうと欲しているとか、親のことを思えば病院の近いところに引っ越したいと考えている、また子育て世代からは子供は急にぐあい悪くなるのが多いので不安だとの声もよく聞かれます。このままいけば、本市は近い将来本当に無医地区になってしまうのではと危惧するところ。市民が病気になったときの不安の解消と安心してかかる医療環境の整備は行政の責務ではないでしょうか。

そこで、民間で手が届かないところは行政でとの考えに立ち、市営での医療機関の設置は考えられないでしょうか。例えば、市民の利便性を考えると、場所は市の中心部である福祉センターやすらぎ、診療時間も他の病院と競合しないように午後3時から8時ごろまでとし、将来的には病院行きのシャトルバスの運行も視野に入れた構想はいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

(2) 健康マイレージについて。

各種健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントのため、得点が利用でき、医療費や介護費の抑制、そしてまちづくり、人づくりにつなげる健康マイレージ事業の取り組みを昨年の6月議会で提案させていただきました。担当者の御尽力により、いち早くこの6月からむろと2525（にこにこ）ポイントとして事業が開始されているとお聞きしています。この運用内容につき御説明をいただきたいと思っております。

次に、3、子育て支援についてお伺いいたします。

我が国の全ての子育て家庭への支援を行うことにより、一人一人の子供の健やかな成長を支援するため、子ども・子育て支援新体制がことしの4月から施行されております。先日、厚生労働省は平成26年の人口動態統計を発表しました。出生数は100万3,532人で過去最少であり、女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は1.42で、前年度を0.01ポイント下回

ったと言われております。本市の現状はいかがでしょうか。出生数と合計特殊出生率をお伺いいたします。

(1)保育料の無料化・減免について。

県内の多子世帯の保育料軽減措置の状況を見ますと、本市は第2子が同時入所で半額、第3子以降は第1子が18歳未満まで無料となっています。それに比べて、近隣の東洋町、馬路村は全児童の保育料が無料となっており、奈半利町もことしから第2子以降が無料と報道されたところです。また、子供の数が多い高知市でも、第2子が同時入所であれば無料となっております。県下でも安芸市に次いで保育料の高い本市では、子育て世代の若いお父さん、お母さんの経済的負担が他市町村に住む方々と比べ大変大きくなっています。他の自治体では地方創生交付金やふるさと納税を財源として、保育料の無料化、減免に取り組んでいます。本市も子育て世代の負担軽減を図り、少子化対策の一環となるよう、思い切って保育料の無料化に取り組んでいただけないでしょうか。

最後に、4、選挙の投票率について。

本市において、直近の各選挙の投票率を見ますと、国政選挙では参議院選挙で42.27%、衆議院選挙では小選挙区45.33%、比例では45.32%と50%に満たない投票率です。室戸市のリーダーを決める市長選挙は53.38%、県議会選挙では54.4%、最も身近な市議会議員選挙でも65.92%と過去最低の投票率となっております。全国的にも選挙における投票率の低下が問題となっておりますが、全国平均からして本市の投票率はどうでしょうか。投票率低下の要因は何だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

投票率改善のため、①期日前投票について。

平成15年、公職選挙法の一部改正により期日前投票制度が創設され、それまでの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られ、投票しやすくなったことで利用者もふえております。さらに、各自治体ではそれぞれ投票率の向上のための取り組みを行っています。その一つに、期日前投票に必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷して郵送し、投票者は事前に氏名や住所を記入し、投票所に持参すれば、期日前投票ができるようにしていることです。これは、高齢者や障害を持つ方など、字を書くのに時間がかかる方や人前で字を書くのが苦手な方などに配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的に実施しているものです。本市でもこのような対応を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

②主権者教育の取り組みについて。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が17日、参議院本会議で全会一致で可決成立し、新たに18歳、19歳の未成年者が有権者に加わることとなり、来年夏の参議院選挙からの適用となります。本市でも新有権者となる18、19歳は高校3年生も含め約170名となるようです。今回の改正により、18、19歳の選挙運動や政治活動も認められるようになります。有権者としての自覚、政治参画意識をどう養うか、政治的中立性を確保しつつ、学校現場での主権

者教育が重要となってまいります。どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんにお答えをいたします。

2の(1)本市の医療環境についてでございます。

市営の医療機関の設置についての御質問でございますが、議員さん御案内のとおり、本市の医療機関は私どもの想定以上の早さで減少をしているところでございます。また、少子・高齢化が急速に進み、人口減少がとまらない本市におきましては、民間の医療機関の新規参入ということが大変困難な状況でございます。そういう状況を鑑みますと、やはり行政による医療機関、市営の診療所などの設置が私は必要になってくるものと考えております。いずれにいたしましても、室戸市の医療の確保につきましてはどのような形が望ましいのかを検討をいたしてまいります。

市営の医療機関の設置につきましては、繰り返しますけれども、どういう形での設置が可能なのか、またどういう形が望ましいのか。例えば自治体立の診療所とするのか、国民健康保険の診療施設とするのか、また直営方式とするか、指定管理方式にするかなどのことにつきまして、どういう方法が一番望ましいかというのを今後県の指導を受けたり、医師会の御意見をお伺いしながら、財源対策も含め、望ましい構想を描いてまいります。

なお、議員さんから、市の中心部に設置し午後3時から8時まで診察することや、シャトルバスの運行など具体的な提案があったところでございますが、私どもとしましては、まずは民間の医療機関や県立あき総合病院からの支援につきましても、引き続きお願いをしてみたいと考えております。そして、それと同時に、市営の場合につきましても、前段で申し上げました事項について検討を重ねてまいります。

次に、3の(1)保育料の無料化・減免についてでございます。

子育て支援対策につきましては、市の重要な課題として取り組んでいることは議員さん御案内のとおりでございます。

まず、本市の出生数と合計特殊出生率であります。最近の出生数は平成26年で55人でございます。合計特殊出生率は平成24年で1.5人となっております。

そして、本市の子育て支援といたしましては、医療費の無料化対策として、本年4月より中学校卒業までの全ての方の医療費の全額助成を行っておりまして、平成26年度実績といたしましては、約1,900万円を市費で負担をいたしているところでございます。

また、保育料につきましては、本年4月より子ども・子育て支援新制度が開始をされ、保育料が改定をされたところでございます。低所得者世帯の保育料が引き下げられたところでございまして、これに伴い本市の保育料につきましても、国の保育料基準額に対する割合といたしましては、これまで前年度までは国の基準に対して93%の保育料をいただいていたところでござ

ざいますが、本年度は約85%ということで引き下げた保育料となっているところでございます。

そして、多子世帯の保育料無料化につきましても、第3子以降の子供が保育所へ入所した場合、保育料が無料となる支援を行っております。平成26年度実績では、第2子で同時入所の場合、2分の1軽減を行っておりますので約840万円を、第3子以降の子供については約1,000万円を市費による負担ということを行っております。

高知市の例としまして、第2子について、また第3子以降の保育料について、同時入所ということで無料化をしているということでございますけれども、もし仮に本市の保育料の無料化、減免を高知市と同じ制度で行った場合の市の負担としましては1,200万円ということとなりますので、現在よりも子育て支援に注ぐ費用としては減少をするということとなります。高知市と比べては、額としては高知市以上の支援をしているということでございます。

本市での第2子目の保育料については、同時入所の場合、先ほども申し上げましたように半額としておりますが、これを無料とした場合、さらに840万円の市費が必要となり、前段の経費と合計をいたしますと約2,680万円の経費が必要となります。子育て支援を充実させる中で、子育て中の御家庭の経済的負担を軽減することは大事であるというふうに考えておりますが、現在行っている医療費の無料化とあわせて保育料の軽減対策を行っていきますと、合わせまして4,580万円以上の財源が必要になるというところでございます。町村では当市以上の無料化をしているところがあることは十分承知をするところでございますが、その財源対策も踏まえながら、支援対策を今後検討していきたいと考えております。

なお、今回の補正予算につきましても、子育て支援事業といたしまして、中学生までの約1,160人に対し、1人2,000円の図書券を県費100%補助に市費を上乗せをして交付することといたしているところでございます。

私からは以上でございますが、選挙管理委員会委員長及び関係課長から補足答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 山本総務課長。

**○総務課長（山本康二君）** 堺議員さんに1のマイナンバー制度についてお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、本年10月5日から施行されることとなり、まず国民への番号通知が行われることとなります。制度の内容としましては、国民一人一人に12桁の番号を割り当て、多岐にわたる個人情報とその番号で管理し、まず社会保障、税、災害対策の行政手続において利用する仕組みとなっております。この制度を導入することにより、国民の皆様にとっては申請時の添付書類の省略など行政手続が簡素化し、負担が軽減されること、また行政にとっては、他の自治体、関係機関などとの情報の確認作業などにおいて効率化が図れること、そして脱税や不正受給などが防止され、公平公正な社会を実現するとされております。

今後のスケジュールとしましては、まず番号通知につきましては、本年10月5日以降、国より委託を受けた地方公共団体情報システム機構から国民全員に住民票の住所へ個人番号を記載した通知カードが郵送されます。その後、平成28年1月1日から、社会保障、税などの行政手続において個人番号の利用が開始され、平成29年1月からは国と、そして平成29年7月からは他の自治体との情報連携を開始する予定となっております。

また、顔写真つきの身分証明書としても使用できます個人番号カードについては、希望する方に対し、交付申請を行っていただいた上で、平成28年1月から市町村が交付を行うこととなっております。

このマイナンバー制度導入に当たり、(1)の想定される課題と対応の中の、まず住民への周知、広報についてであります。本市では、現在制度の内容をお知らせするチラシを市民課などの窓口へ配置するとともに、市のホームページから国のホームページへリンクできるよう設定し、制度の周知を図っているところでございます。

今後におきましては、まず番号通知の始まる10月に向け、広報8月号及び9月号に市民向けのわかりやすい形での記事を連載する予定となっており、さらなる制度の周知に努めてまいります。

次に、個人情報保護の問題につきましては、まず法的な面では現行の個人情報保護条例を改正し、マイナンバー制度に係る特定個人情報の保護に対応してまいります。また、情報漏えいなどセキュリティに関しましては、まずシステム面において各行政機関ごとの情報の分散管理や不正アクセス対応など厳重なセキュリティ対策を行うとともに、制度開始に当たり、市町村にあつては事前の特定個人情報保護評価の実施などにより情報漏えいなどのリスクを分析し、必要な措置を講ずることとされております。

ただし、さきの国民年金機構の情報流出問題により情報管理の面で国民に不安が広がっていることもありまして、今後の国の動向などを注視していく必要があると考えております。

また、情報を扱う職員の意識、ここが一番大切になってくると思うんですけども、この点に関しましては、個人番号の漏えいや滅失等の防止など適正な情報管理について、研修などを通じ徹底させることにより情報管理体制を構築してまいります。

次に、(2)情報弱者への対応についてでございますが、国のほうでは、現在視覚、聴覚障害者用の点字や拡大文字のパンフレット及び音声CDを全国の障害者関係団体などへ配布するとともに、外国人向けの5カ国語のホームページ開設やコールセンター対応などにより情報弱者への制度の周知を図っているところでございます。

本市におきましても、現在、保健介護課障害福祉班の窓口、先ほどの国から配布されております視覚、聴覚障害者用のパンフレット及びCDを設置するとともに、インターネット環境のない高齢者につきましては、窓口業務や広報紙による周知の徹底を図ってまいります。また、障害者や高齢者関係団体などを通じまして、情報弱者と呼ばれる方への周知の徹底をあわ

せて図ってまいりたいと考えております。

次に、市民の利便性向上のための総合窓口の設置についてであります。さまざまな行政手続や一つの窓口で完結できる形ができれば、市民の方の負担も少なく済むわけですが、詳細の部分になりますと、どうしても担当課のほうでないと対応できないということなどがありますので、まずは最初に申請や相談を受け付けた部署でしっかりと対応した上で、今回のマイナンバー制度の活用とあわせて、行政手続におけます市民の皆さんの負担軽減につながるよう、関係課とともに取り組んでまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 武井保健介護課長。

**○保健介護課長（武井知香君）** 堺議員さんに大きな2点目の健康マイレージの運用内容について、私のほうから御答弁させていただきます。

議員さん御案内のとおり、健康マイレージ事業は、本年6月1日よりむろと2525（にこにこ）ポイントとしてスタートをしました。事業の導入に当たりましては、健康づくりだけでなくボランティア活動や生涯学習につながるよう、関係各課による協議を行い、名称やポイント付与事業、ポイントの利用方法などについて検討を行ったところでございます。

事業の内容といたしましては、20歳以上の室戸市民の方を対象者とし、保健介護課や市民課、各出張所、市民館、または付与対象事業の会場などで、希望された方にマイレージのポイントカードを配布いたします。そして、ポイント付与対象事業に参加をいただきましたら、そのカードにスタンプを押すか、またはシールの形で2525（にこにこ）ポイントをお渡しいたします。このポイントが25ポイントたまると、500円相当としていろいろな形で利用できるものでございます。

ポイントの付与事業といたしましては、特定健診やがん検診、ポートリンカーンホストファミリー、ジオパーク清掃ボランティア、市民講座、室戸岬健康マラソンなど、健康対策からスポーツまで幅広い事業を対象としております。また、付与のポイント数につきましては、事業ごとに設定をしております。

一方、ポイントの利用につきましては、シレストむろとや保健福祉センター、公民館などの市の施設の入場料や使用料のほか、本年度より一律500円となりましたがん検診の集団検診の自己負担金などに利用することができます。また、市内の保育所や小・中学校、室戸高校、障害者や高齢者団体に寄附をすることもできるようになっています。

まだ始まったばかりの事業ですけれども、これまで健診や「むろとの日」のボランティアの事業で2525（にこにこ）ポイントに御参加をいただいております。6月17日現在でカードの発行数は約590枚となっております。ポイント付与事業に参加をされた方からは、小学校へ寄附をするためにためようと思っっているというお声もいただいております。今後もさまざまな機会を通じて周知を行い、健康や体力づくり、ボランティア活動を通して、健康増進や生涯学習、地域貢献につながるマイレージ事業になるように努めてまいります。以上です。

○議長（久保八太雄君） 溝渕室戸市選挙管理委員会委員長。

○室戸市選挙管理委員会委員長（溝渕康展君） 堺議員さんにお答えをいたします。

4、選挙の投票率についてでございます。

まず、本市の投票率と全国平均との比較についてでございますが、国政選挙では、平成25年7月執行の参議院議員選挙における全国平均が52.61%に対しまして、本市が42.27%、平成26年12月執行の衆議院議員選挙の小選挙区におきましては、全国平均が52.66%、比例では52.65%に対しまして、本市の投票率はそれぞれ45.33%、45.32%となっております。比較いたしますと参議院議員選で10.34ポイント、衆議院議員選の小選挙区、比例とも7.33ポイントそれぞれ全国平均より低くなっている状況でございます。

一方、地方選挙については、資料が統一地方選挙のデータしかございませんので、本年4月の統一選挙の例で比較しますと、市長選では全国平均が50.53%で本市が53.38%、都道府県議会議員選挙で全国平均が45.05%、本市が54.40%、市議会議員選挙で全国平均が48.62%に対しまして本市が65.92%と、それぞれ2.85ポイント、9.35ポイント、17.3ポイント全国の平均より高い結果となっております。

また、高知県内の市町村で比較をしてみますと、県議会議員選挙の県平均48.84%に対し54.40%と5.56ポイント高くなっておりますが、それ以外の選挙では県下でも最も低い投票率となっております。

議員さん御案内のとおり、各選挙の投票率は年々低下傾向にありまして、それらの要因としては、特に国政選挙におきましては、全国的に見られる無党派層の増加や政治離れ、あるいは政治的無関心などといった政治参加意識の低下などといった要因があるのではないかと考えるところでございます。選挙管理委員会といたしましても、こうした投票率の低下傾向は重大な問題であると認識しておりまして、何とかこの低下傾向に歯どめをかけるべく、各選挙時には明るい選挙推進委員による選挙啓発パレードや啓発チラシの常会内での回覧、市内企業、事業所へのチラシ配布、防災行政無線やむろと光サービス等を利用した啓発放送や広報等の啓発活動を行っているところでございます。

また、ふだんにおいても、若年層の投票率向上のため、成人式でのパンフレット配布や政治、選挙に対する関心を高めることを目的として、小学校での啓発授業を行うなど、将来の有権者に対する啓発事業にも取り組んでまいりました。今後におきましても、引き続きこうした啓発活動を行っていくとともに、他市町村の取り組み事例等も参考に、県の支援や助言を受けながら、投票率向上対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、期日前投票における入場券への宣誓書の印刷についてでございます。

御案内のとおり、期日前投票制度は、投票日当日に仕事や用事、旅行などで投票所に行けないと見込まれる方が告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票所で投票することによる制度でございます。投票に当たっては、現行の不在者投票と同じく一定の事由に該当すると見込

まれる旨の宣誓書の提出が必要となっております。この宣誓書につきましては、現在は期日前投票所で記載していただくほか、室戸市のホームページからダウンロードして記載してお持ちいただくこともできることとなっております。現在、県内34市町村中、投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷し郵送している市町村は12市町であるとのことでありますが、今後それらの市町における取り組みの成果やシステム改修に要する費用、郵送料等も勘案し、検討してまいりたいと考えております。

次に、主権者教育についてでございます。

御案内のとおり、改正公職選挙法が成立し、選挙年齢が引き下げられ、将来の日本を担う若者が政治に参加することができることとなった意義は非常に大きいものであります。政治参加の意識の向上のためには、早い段階からの教育が大変重要でありまして、社会参加の必要性や自分が社会の一員であり、主権者としての自覚を強く持つように、学校現場と連携し、早い段階からの意識づけが必要であると考えております。

今後につきましては、さきに述べました将来の有権者育成事業、模擬投票や出前授業の取り組み、啓発ポスターコンクールなど、これまでの啓発事業とあわせて、国の方針や先進事例等について、県の指導、助言もいただきながら、教育委員会等関係機関と連携を図ってまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 堺喜久美君の2回目の質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。2回目の質問を行います。

先ほどは御丁寧な御説明、ありがとうございました。

何点かお伺いいたします。

まず、マイナンバー制度について、セキュリティーの問題は、もうこれは国際的なプロのハッカー相手で、なかなか地方の自治体で対応するというのはどうすることもできないということとはよく承知しておりますが、何とか本当にできる限りの情報が漏れないような職員の教育、そういうのをしっかりしていただきたいと思っております。

そして、何点かお聞きいたしますが、住民票の住所にいない人、この人たちに対する対応はどうするのかということと、それから高齢者にとりましては、運転免許証を持っていない方が多いので、身分証明のかわりというか、そういうので個人番号カードというのは今度これが適用されますので、こういう高齢者にとってこのカードをつくりやすいような、自分が手を挙げて、自分が申請しないとなかなかこのカードはできないとなると、大変ハードルが高いのではないか、そこら辺を行政でどういうふうに対応していくのか、そういうことをお聞きいたします。

それから、医療環境については、先ほど市長から御丁寧に教えていただきましたが、本当に民間の新規参入がなかなか難しいこの現状で、やはりもう市営という形で取り組んでいただきたいということを重ねて申し上げておきます。

それから、健康マイレージについて、他の自治体で取り組んでいる介護予防も目的とした外出の補助や介護施設等でボランティア活動を行っている場合にもポイントがつく介護保険ボランティアと呼ばれている事業については、これは一緒にはできないのでしょうか、お伺いいたします。

それから、保育料の無料化についてでございますが、小松市長が市長就任から常に子育て支援、保育料の減免については熱く取り組んでいただいていることは承知をしております。人口減に歯どめがかからない現状で、室戸に住んでよかったとそう思っただけのように、あえて保育料の無料化、それを訴えさせていただきましたが、高知市のように第2子から特定出生率が1.5%と全国的に比べると室戸は高いんですけれども、大体が1人半の子供さん、2人いるということは頑張ったと思いますので、2人からの医療費の無料化、それを市長は840万円あとかかると言われておりますが、ぜひこの840万円を捻出していただきたいと思っております。

そして、投票率向上についての選管委員長からのお話、全国的にも若者ほど選挙に行かない、投票率が低いと言われております。主権者教育は高校生になって、いざ有権者といっても投票率のアップにはなかなかつながるとは思えません。できるだけ小学生のころから取り組むべきだと思います。全ての市民が投票する権利の行使ができるよう取り組んでいただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。山本総務課長。

**○総務課長（山本康二君）** 堺議員さんの2回目の御質疑にお答えいたします。

まず、住民票の住所に送ったときの対応ということですが、当然住民票の住所へ送付しますので、住民票を残して市外へ行かれています方とか、宛どころなしなどというような事態が想定はされております。その場合、この通知カードにつきましては簡易書留の形で送りますので、そういった場合には通知カードが返戻されてくるという形になります。通知カードが返戻された場合に、当該市町村におきまして、住民票の記載事項などの確認調査をまず行います。その後、同じ市町村内での転居が確認された場合には、また新たに新しい送付先へ再送すると。市外のほうへ転出されているというのが確認された場合は、転出の手続きをとっていただいた後、その転出先の市町村が新たにその方に通知カードを送付するというような形になります。また、転出先が確認できない場合とか、受け取り拒否などがあった場合につきましては、一定期間、3カ月ですが、当該市町村が保管しておいて、新しい送付先が判明したとか、そういった事態になったときには再送するという形になります。先ほど申しましたように、この通知カードにつきましては、簡易書留による郵送になりますので、ポストに入れっ放しになるとかといったような事態は生じないと想定しているところでございます。

また、このほかにも、10月以降に転居、転出された場合とか、住所地以外に住んでおられる

被災者及びDV等の被害者の方につきましても、ここでの詳細の説明は省略させていただきますが、そのケースに応じた対応が国より示されているところがございます。

2点目の個人番号カードの取得についての高齢者への対策ということですが、現時点では個人番号カードにつきましても申請方式になっておりますので、どうしても申請をしていただく形をとらなければなりません。この制度の内容につきまして、先ほど言いました窓口での周知とか、高齢者の関係団体などを通じて高齢者の方には内容の周知をしていって、申請のほうをしていただくというような形に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 武井保健介護課長。

**○保健介護課長（武井知香君）** 堺議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

介護保険ボランティアの制度につきましては、高知県内では高知市のほうが去年の4月から、安芸市さんのほうも本年の5月から事業が開始されたというふうに聞いておまして、内容としましては、それぞれの市の社会福祉協議会のほうに委託をされて、65歳以上の方が介護施設や保育所などの施設でボランティア活動した際にポイントが与えられるというような制度というふうに聞いております。本市の20歳以上の方を対象にして、市の事業などへの参加した際にお渡しするこの健康マイレージ2525（にこにこ）ポイントとはちょっと違った形で実施をされているものでありますのですけれども、本市のこのマイレージ2525（にこにこ）ポイントのほうも高齢者の方も対象となりますので、高齢者施策として、または介護予防としては一定の効果があるものではないかというふうに思っております。

また、何分この6月にスタートしたばかりの制度でございますので、この事業を進めていく中で、高齢者の方に特化したものであるとか、ボランティア活動に対して特化したものの制度が必要であるというふうなことになるのであれば、どういう形にするのかということも含めて検討をしていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

**○議長（久保八太雄君）** 溝渕室戸市選挙管理委員会委員長。

**○室戸市選挙管理委員会委員長（溝渕康展君）** 堺議員さんにお答えいたします。

御指摘の件につきましては、今後、他関係機関等の連携を図り、より実効性のある取り組みを考えていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

**○議長（久保八太雄君）** 小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 堺議員さんにお答えをいたします。

決意表明でよろしいでしょうか。民間の医療機関の問題であります。民間の施設がなかなか参入いただけないということから、市営の診療所については、前段でも申し上げましたようにいろんな可能性あるいはやり方というようなものを検討してまいりますというふうに言わせていただきました。ぜひそうしたことをしっかり状況調査もし、関係者の意見もお聞きをしながら、またある時期になれば、民間の方々、専門家の方々も含めた検討機関というものを私は

しっかり設置をして、そこでも協議をしながら、一番望ましい姿をつくっていかねばならないのではないかという思いでございますので、ぜひそういうことをしっかり進めてまいります。

それから、保育料の問題でございます。第2子の保育料、同時入所の場合に、現在2分の1軽減をしているということを申し上げました。それを全面的に無料化をせよということだと思います。この点につきましても、先ほど申し上げましたように、その財源対策、議員さん御提案があったように、ふるさと納税のその資金が充てられないかと、納税された金額を財源にできないかというようなことも御提案がございましたので、そうしたことも含めて財源対策をしっかり立てて、無料化ができないかということをしっかり検討してまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって堺喜久美君の質問を終結いたします。

次に、濱口太作君の質問を許可いたします。濱口太作君。

**○6番（濱口太作君）** 6番濱口。ただいまより一般質問を行います。

1の地方創生についてお伺いをいたします。

2014年11月21日、まち・ひと・しごと創生法が参議院本会議で可決成立をいたしました。この法律は、人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中を是正するため、出産や育児のしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げております。

国が人口減少対策に本腰を入れて取り組むこの政策展開を促す重要なきっかけとなったのは、いわゆる増田レポートでありました。そこには、人口減少の大波がまず地方の小規模自治体を襲い、その後地方自治体全体に広がり、最後はすさまじい勢いで都市部をのみ込んでいくという強い危機感があらわれていました。小規模自治体では、既に年少人口と生産年齢人口だけでなく、高齢人口も減り始めている、このままでは自治体として消滅可能性が高まると警鐘を鳴らしたものであり、本市も消滅可能性自治体の一つに上げられたのは御承知のとおりであります。

日本創成会議の報告で、東京23区では唯一消滅可能性の指摘を受けた豊島区では、区内に住む若年女性の減少がその理由と考え、女性が住みやすいまちづくりを目指し、区内在住、在勤、在学の女性らを集めてまちづくりのアイデアを募るとしまF1会議を2014年8月に設置をいたしました。F1とは、広告業界の用語で20歳から34歳までの女性を指す言葉であります。会議では、公募などで集まった32人のメンバーが6チームに分かれ、保育の機能強化や子供の居場所づくり、ワーク・ライフ・バランスなどのテーマを定めて調査に取り組み、2014年12月には区制改革の具体的なプランを区長にプレゼンテーションを行い、区は15年度予算に反映をさせております。

高野区長は、区役所も住民も区の未来を真剣に考える重要なきっかけとなったと手応えを感じており、消滅は豊島区だけでなく、日本全体の将来に対する警鐘であり、ピンチをチャンス

に変え、今後の地域活性化をリードしていきたいと意気込みを見せておりますが、本市としてはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

昨年末の12月27日に地方創生に関する今後5カ年の総合戦略と長期ビジョンが閣議決定をされました。国の長期ビジョンにおいては、2060年に1億人程度の人口を確保する中・長期展望を示し、また総合戦略においては、2015年度から2019年度までの5カ年の政策目標、施策の策定が示されております。この総合戦略には、数値目標、地域活性化に向けた政策パッケージ、地方への人の流れをつくる、まちづくりの4分野で構成されており、具体的な数値目標も数多く示されております。これらの目標達成に向けて、都道府県と市町村に遅くとも15年度中に地方版総合戦略の策定を求め、創業支援、中核企業の育成、農林水産業の競争力の強化、観光支援などを柱とした政策パッケージを支援策として示しております。各自治体での総合戦略では、5カ年にわたる雇用創出数、転出者数、出生率などの基本目標やこれに伴う具体策が求められ、地域の産学官なども参加した推進組織を整備して取りまとめるよう促しております。政府は、地方版総合戦略を審査した上、成果に応じて資金を渡す新型交付金を配分して、これを支援する考えだと言われており、本市においても地方版総合戦略の策定が急がれるところであります。

以下、何点か質問をいたします。

1点目として、先日の新聞報道では、ことし10月までに戦略をつくった自治体には2014年度補正予算の新交付金が上乗せ支給されるため、多くの自治体では秋ごろまでに地方版総合戦略を完成させると見られるとありましたが、本市の完成時期はいつごろを予定しているのか、お伺いをいたします。

2点目として、総合戦略策定の進捗状況についてお伺いをいたします。

本市においては、本年1月にまち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置しておりますが、本部会の開催状況と作業はどの程度まで進んでいるのか、お伺いをいたします。

3点目として、昨年6月に企画財政課長を総括者として、課長補佐6名、班長5名、主任1名の13人のメンバーによる人口減少問題対策プロジェクトチームを立ち上げております。このプロジェクトチームは、人口減少に関する課題や先進地の政策研究、他市町村との比較検討などを通じて室戸市の現状に即した政策提案などを行うことを目的としておりますが、このプロジェクトチームでの協議結果とどのような政策提案が行われたのか、お伺いをいたします。

4点目として、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会についてお伺いをいたします。

5月臨時会において条例が制定をされましたが、委員の委嘱は終わっているのかどうか。終わってれば、どのような方々を委嘱したのか。また、委員は25人以内とありましたが、部会を設置するのかどうか。諮問に当たっては素案を示すのかどうか、お伺いをいたします。

5点目として、国においては各自治体の総合戦略の策定の人的支援策として地方創生人材支援制度をつくり、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し意欲と能力のある国家公務員や大

学研究者、民間人材を首長の補佐役として派遣して、地域に応じた処方箋づくりを支援しており、人口5万人以下の市町村を対象に募集をしていましたが、本市はこの制度の活用に応募したのかどうか。また、市町村の要望に応じ、当該地域に愛着、関心を持つ意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選択する地方創生コンシェルジュ制度の活用についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

6点目として、高知県においては、本年3月、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の27年度版を策定しております。そして、高知県の現状と目指すべき方向の中で、高知県の人口の現状分析と人口減少が県経済へ及ぼす影響等を分析の上、まち・ひと・しごと創生本部から提出された資料に基づき、高知県の将来人口の推計がなされております。そして、目指すべき方向、人口の将来展望については出生に関する過程と移動に関する過程を設定する必要があり、出生に関する過程については、若い世代の結婚、出産、子供の希望を、また移動に関する過程については、移住に関する希望や本県では人口移動の多くを占める高校、大学等の卒業時の進路や就職地に関する希望を重視する必要があるとの考えから、国の調査結果の活用に加え、本県独自に人口移動等に関する調査を実施、分析を行った上で人口の将来展望を示す考えであります。本市においてはどのような方法で人口の将来展望を行う予定であるのか。また、本市独自の調査等についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

最後に、県計画との整合性についてお伺いをいたします。

県は、総合戦略の推進に当たっての視点として、成果をより大きなもの、より広がりのあるものにするため、官民協働を基本理念に取り組みを進める、そのため、県民の皆様や事業者の方々に本県の目指す方向、目標などをしっかりと説明をし、共有させていただく、官民協働を進めていくためには市町村との連携協調は不可欠である、地方創生に向け、県の総合戦略と市町村の総合戦略は両輪となることから、同じ方向のもと、補完し合い、有機的な連携が図られるよう、県において市町村の総合戦略の策定をサポートする、また実行段階においても連携協調を図っていくことを総合戦略の推進に関する視点としており、市町村に対する説明会を開催し、県の総合戦略との整合性を考えるよう要請をしたようではありますが、県の総合戦略との整合性についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、2の医療施設の現状と今後の対策についてお伺いをいたします。

前段の議員さんと重複する点がありますが、よろしくお伺いをいたします。

なお、今回の一般質問で私も含め3人の議員が医療に関する質問を行っております。これは、いかに多くの市民の皆さんが本市の医療の現状に対し不安と不便さを感じていることのあるわけではないかと思っておりますので、充実に向けての取り組みを望むところであります。

昨年10月末をもって室戸岬町の宇賀クリニックが廃院となりました。この施設は、地域のかかりつけ医として地域住民の健康と命を守ってきました。検査の必要な患者には、医大や医療センターを紹介することによって治療が手おくれにならず、命を救われた住民の方々も少なく

ありません。この地域は、高齢化の進んでいる本市の中でも一番高齢化率の高い地域であり、単身の高齢者も多く、タクシーで通院していた高齢者もあり、他地域への通院には経済的にも肉体的にも大きな負担となっております。現在、室戸岬町の住民の方々が市政に対し一番望んでいるのは、宇賀クリニックにかわる医療施設を誘致してほしい、毎日でなくても、週二、三日でも診療してもらいたいということでもあります。この住民の皆さん方の要望につきましては、廃院当初から多くの方々により市のほうに届けられており、市も住民要望実現のための努力はされているとお聞きをしておりますが、実現に至っていないのは御承知のとおりであります。廃院から8カ月を経過いたしました、これまでの取り組みと今後の見通しについてお伺いをいたします。

宇賀クリニックの廃院を契機に、本市の医療施設について考えてみますと、本市の医療施設はこの数年間で廃院等が続き衰退をしております。平成23年に島田医院と羽根医院が、平成26年に宇賀クリニックが相次いで廃院となっております。また、平成24年に三宅医院、平成25年にびあが入院を廃止していますし、昨年6月には室戸病院が救急病院の取り下げを行っております。現在、本市には外来患者の診療している医療施設は8施設ありますが、これらの医療機関の先生方の年齢を見ましても、高齢の方が多くなっているのが現状であります。このことを考えますと、また廃院になる施設ができてくるのではないかと心配もされるところであります。今回の宇賀クリニックの廃院対策についてもそうではありますが、廃院になってから対策をしていたのでは時間もかかります。本市の将来の医療施設のあり方を見据えて、今からその対策を検討すべきではないかと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

先日、広報を見て驚きました。日曜、祝日当番医日程表には、医療機関名として田野病院が掲載をされており、市内には当番医がなくなっていました。

そこで、お伺いをいたしますが、市内の日曜、祝日当番医がなくなったのはいつからで、その理由は何なのか、説明をいただきたいと思っております。

医療施設も少なくなり、救急病院もない、日曜、祝日当番医もない、入院できるのも1病院のみ、このような現状の中で本当に市民の皆さん方が安心して生活できるのでしょうか。本市の医療施設の現状をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

本市は、平成23年3月に室戸市総合振興計画を策定しております。この計画の5カ年の基本施策の医療の充実という項目の中で、1、救急医療の充実、2、地域医療の充実、3、通院交通の充実の3点を掲げておりますが、これらについてどのような取り組みがなされてきたのか、お伺いをいたします。

先日の新聞報道では、日本創成会議は東京圏の75歳以上の高齢者が今後10年間で急増するとして、医療や介護の施設や人材のある地域に高齢者の移住を促す提言を発表しており、官房長官も地方の人口減少問題の改善や地域の消費の喚起、雇用の維持、創出につながると述べ、東京一極集中の是正に向けた地方創生の柱として高齢者移住を推進する方向を示しております。

移住先の候補地の一つとして高知市も上げられています、これらの候補地の要件にも入院施設に対応できる地域が上げられているのは御承知のとおりであります。

このように、人が生活する上で医療施設は不可欠であり、高齢化の進展に伴って、その需要はますます多くなってくると思われ、人口減少対策の移住促進の取り組みにおいても医療施設の占めるウエートは高いものがあると思われ、本市の移住促進ホームページの中にある移住者体験談の中にも、仕事を求めて妻と子供2人と移住してきたが、小児科や産科、婦人科などがなく、今後子供ができれば不便や不安を感じます。自分の仕事も危険を伴うので、医療施設が充実されるとうれしいですと語っております。このように、本市に仕事を求めて移住してきた人も、住んでみると医療施設の乏しさに子育てや健康面での不安を感じております。他の地域で生活をしてきたからこそ、本市の医療施設の現状に不安と不便を感じているのだと思います。

昨年9月定例会において、同僚議員の一般質問に対する市長答弁の中で、人口の少ない市の行政運営を視察するために北海道の赤平市、歌志内市、三笠市の3市を訪問した。3市とも本市よりは人口が少ない市であるが、特徴的な取り組みとして、いずれの市も市立病院を持っており、しっかりした病院運営をしていた、住民の皆さんの安心な生活という意味において大変考えるべきかなというふうに私も衝撃を受けて聞いたと答弁があり、私も興味深く拝聴いたしました。本市よりも人口が少ない、財政規模も小さいと思われる3市において、どういうきっかけ、理由で病院の建設に至ったのか、なぜしっかりと経営ができていると思われたのか、所見をお伺いをいたします。

また、医療施設が衰退をしている本市の現状にあつて、市立病院や市立診療所の必要性和経営についてどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 濱口議員さんにお答えをいたします。

まず、地方創生につきまして何点か御質問をいただいておりますが、私からは(1)と(8)についてあわせてお答えをさせていただきます。

議員さん御案内のとおり、民間の有識者らで構成されたシンクタンク、日本創成会議が昨年5月に公表したレポートによりますと、2040年までに全国約1,800ある市町村のうち896が消滅する可能性があるとして発表をされました。本市は、そのランキングの上位に位置づけされていることは御案内のとおりでございます。本市といたしましても大変重く受けとめておりまして、危機感を持っており、総力を挙げてこの問題に対処しなければならないと考えているところでございます。

また、東京の豊島区の事例をお話しされたわけですが、豊島区の高野区長や区の部長にも私もお会いをいたしております。豊島区は日本初のマンション一体型庁舎を建設いたして

おりまして、一般財源の支出0で新庁舎の建設をいたしております。下が庁舎で上は分譲マンションということで販売をいたしております。素晴らしい取り組みや工夫であるというふうに思っております。

そして、豊島区には大正大学がございまして。議会の皆さんにはまだ御報告をようしておりませんが、大正大学では現在地域構想研究所を建設中でございます。この研究所を基本に、大学では地域構想学部を設置する方向とお聞きをいたしております。高知大学の地域協働学部と同じような学部ではないかと考えるところでございます。そして、大学では地域活性化の担い手育成とともに、地域の課題解決の支援や政策提言に取り組んでいきたいということでございまして、南海道くろしおコンソーシアム構想に賛同する自治体及び団体に声かけがございました。市としては、会費が要らないことや市勢の発展につながることでと考えておりまして、阿南市とともに手を挙げさせていただいているところでございます。今のところ、東北の天の河コンソーシアム構想に賛同する自治体を含め、全国で21市町村が参加をする予定とお聞きをいたしております。このことは、今後の地方創生に大きく生かせるのではないかと考えております。

そうした中、今回、国におきましてはまち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に制定をされ、人口の減少と将来の展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年の政府の施策の方向を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略が平成26年12月27日に閣議決定をされております。また、県におきましては、国の示した長期ビジョン総合戦略を勘案し、平成27年3月26日に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略が決定をされたところでございます。県が目指す基本目標の4つの柱は、①地産外商により安定した雇用を創出をする、②新しい人の流れをつくる、③若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する、④コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守るとなっておりまして、具体的な施策として、地産の強化を図る、地産外商の成果を拡大、再生産につなげる、移住の促進、県外からの人材誘致、子育て支援策の充実、中山間地域の維持、創生などが掲げられているところであります。本市といたしましては、国や県の総合戦略との整合性を勘案しつつ、これまでも取り組んでまいりました産業の振興と雇用の場の確保、子育て支援の充実、移住・定住施策の推進、少子化対策等の施策を盛り込み、今後目指すべき将来の展望を示す人口ビジョンの作成とともに、室戸市独自の総合戦略の策定に取り組んでいかなければならないと考えております。

先日、議員さんや審議会の委員さんにも御出席をいただきました研修会での阿蘇市の地域ブランドの取り組みなども参考にし、議会や各種団体など多くの方々の御意見をお聞きしながら、総合戦略審議会や総合戦略本部会及びワーキンググループで協議検討を重ね、地域の活力になり、実効性のあるよりよい総合戦略の策定に努めてまいります。

また、私といたしましては、室戸市版の人口ビジョンや総合戦略をしっかりと策定をし、市の

振興、発展を目指すべきであると考えております。国が地方に目を向けてくれております。このことをチャンスとして、あらゆる政策を打つことで地域の活性化を図り、人口減少に歯止めをかけていかなければならないと思っております。

次に、2の医療施設の現状と今後の対策についてでございます。

前段の議員さんにもお答えをいたしました。医療機関がなくなる問題への対応につきましては私も大変苦慮いたしているところでございます。私どもといたしましても、週に2日でも3日でも来ていただきたいということで、昨年10月から関係機関や関係医療機関などに対して医師の派遣などについてお願いをしてきたところでございます。しかし、どの医療機関においても医師不足が続いており、派遣が困難であるというところでございます。そうした中で、県立あき総合病院の前田院長さんからは、将来的に医師の体制が整った後であれば派遣することも可能ではないかというお答えもいただいておりますし、あと民間の医療施設の中で、私どもの意向に沿っていただけそうな民間機関はございました。しかし、現在ではそのことが実現をいたしていないところでございます。

宇賀先生におかれましては、20年間にわたり地域の保健医療を支えていただいております。感謝をしているところでございます。宇賀先生にはお会いして、当市の事情も話し、引き続いて医療を続けていただきたい、診療を続けていただきたいということをお願いしてきたところでもありますが、体調などのこともあって続けることが困難であるというところでございます。その後、閉院後の施設の貸与のことであるとか、譲渡のことなどにつきましては、宇賀先生のほうに御協力をいただきたいというお願いはいたしているところでございます。

また、本市では、少子・高齢化が急速に進み、人口減少がとまらない状況である中で、民間の医療機関の新規参入は大変困難な状況であるということはお話を申し上げたところでございますし、今後行政による医療機関の設置が必要になってくるものと考えておりますので、このことにつきましては、県の指導や医師会など専門家の方々の御意見も踏まえながら、しっかりと行政も診療所の設置等について検討をいたしてまいります。

次に、室戸市総合振興計画の取り組みについてであります。①救急医療の充実につきましては、前段の議員さんにもお答えをいたしておりますが、田野病院でも救急の受け入れを行っていただくとともに、県立あき総合病院の充実をお願いしてきたところでございます。平成26年は救急患者の搬送先として県立あき総合病院は前年度比1.7倍の受け入れをいただいているところでございます。また、高知県のドクターヘリの利用とともに、高知県と徳島県の協定により、平成26年7月31日からは高知県のドクターヘリが出動できない場合には徳島県のドクターヘリが出動していただけるようになってきているところでございます。

次に、②地域医療の充実についてでございます。

診療所が少なくなっている現状を踏まえまして、むろと健康ダイヤル24を開設をし、電話で医療に対する的確なアドバイスがいただけるよう体制づくりを行っております。また、市内医

療機関への支援として、4月から看護師確保対策補助金を創設し、看護師の雇用の充実に取り組んでいるところでございます。さらに、安芸郡医師会が進めております看護学校設立につきましても協力をいたしているところでございます。また、高知大学医学部連携事業といたしまして、生活習慣病の改善や水中プログラムの実施事業を行っております。

次に、③通院交通の充実につきましては、高齢者生活支援対策委員会を設置し、協議した上、中山間地域高齢者等タクシー利用助成事業により高齢者の通院支援などに取り組んでいるところでございます。

次に、北海道3市への視察、市民病院のお尋ねについてでございます。

三笠市を例に申し上げますと、昭和20年の早い段階から市立病院を開設いたしております。そうした中で地域の医療を確保しているということでもあります。このことが、現状におきましてはしっかりとした地域医療を支えていると、支えることができている、また地域住民の安心した医療につながっているのではないかと感じております。また、経営につきましては、古くから市民病院が建設をされていることから、他に医療機関がほとんどないということであり、住民の多くの方々が市民病院を受診されているのではないかと考えられます。そのことによって一定の診療収入が見込まれるのではないかと存じます。ただ、一般会計から病院会計へ一定の繰り入れをしているようでございます。しかし、国保会計は赤字ではないということをお聞きいたしております。

室戸市におきましては、医療施設が減少していく状況でございますので、前段でも申し上げましたように、何らかの形で行政による医療機関の設置が必要になってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 川上企画財政課長。

**○企画財政課長（川上建司君）** 濱口議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

大きな1点目の地方創生について何点か御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、(2)総合戦略の策定についてでございます。

本市の総合戦略の完成時期につきましては、議員さん御案内のとおり、多くの自治体におきましてそうした動きが報道されておりますように、本市においても上乗せ交付金の可能性を視野に入れまして、本年秋ごろには概略を固めたいと考えております。

次に、(3)まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会の開催状況などについてでございますが、本部会は市の幹部で構成をしておきまして、本部長を市長とし、以下、副市長、各関係課長が本部員となりまして、15名体制となっております。これまでに2回の本部会を開催いたしまして、総合戦略策定の全体的なスケジュールの確認や基本目標、主な施策などについて協

議検討を行ったところでございます。

また、本部会の作業部会として、総合戦略の素案策定を担うワーキンググループを設置しております。これは、私、企画財政課長を総括者として、若手の班長及び課長補佐級の職員21名で構成をしております、具体的な事業プランの抽出作業などに現在取り組んでいるところでございます。

次に、(4)人口減少問題対策プロジェクトチームについてでございます。

人口減少問題対策プロジェクトチームは、昨年6月に人口問題への対策を全庁的に推進することを目的として立ち上げ、人口減少問題に関するデータ分析や動向などをもとにいたしまして、2回の会議を開催をいたしました。

協議の内容といたしましては、子育て支援、出産祝い金の支給、企業誘致や移住促進などへの取り組みを継続的に行っていくとともに、今後より一層の対策が必要であるなど、さまざまな意見が出されました。その結果、27年度より実施に至ったものとして、中学校卒業までの子供さんへの医療費の無料化、それと復職看護師への補助、新規就労、移住看護師への助成などにつながったものでございます。総合戦略につきましては、この人口減少対策が重要な課題となりますので、前段でも申し上げました総合戦略推進本部などとも連携をしながら、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、(5)まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会についてでございます。

これは、5月の臨時議会において審議会条例を議決いただいた後、同条例第3条に基づきまして、住民代表、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどから計22名の方々を委員として委嘱をさせていただき、6月2日に第1回目の審議会を開催をしているところでございます。

審議会の部会でございますが、現在審議会に部会は設置をしておりませんが、今後委員さんからの提案などがあれば設置について検討していきたいと考えております。

また、審議会では、総合戦略の策定や推進に関し調査検討していただくとともに、総合戦略の素案をお示しして審議会条例第2条に基づく答申をいただくこととしております。

次に、(6)国の支援制度の活用についてであります。

この地方創生人材支援制度は、国が国家公務員や大学の研究者などの人材を派遣し、総合戦略策定や実行支援を行う制度であり、県内では大豊町が導入しているところでございます。本市といたしましては、前段の審議会委員の中に県職員や大学講師などの有識者のほか、地域の実情などに詳しい民間の方々を選出させていただいていることなどから、見送らせていただいたところでございます。

また、地方創生コンシェルジュにつきましては、総合戦略策定などにおける各省庁への相談窓口として設置をされているところでございます。高知県の担当者としては、各省庁に合計で40人配置され、幅広い分野での相談が可能となっております。総合戦略の策定に当たりまして

は、こうしたコンシェルジュ制度を積極的に活用し取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、(7)人口の将来展望についてであります。

総合戦略策定に当たり人口の将来展望については最も重要な部分であることから、各自治体にも人口ビジョンの策定が求められているところでございます。人口ビジョンの策定に当たっては、国のまち・ひと・しごと創生本部より一定情報が提供されております。その内容といたしましては、各市町村ごとの年齢別人口、出生、死亡率、転入、転出、それと各分野の情報などであります。

一方、県においては、これとは別に転出、転入数の増減を示す社会減の要因の調査といたしまして、独自に県内外の高校生や大学生にアンケート調査を実施し、若者が戻ってきたい高知県とはどのような町なのか、どれほどの人が高知県での就職を考えているのかなどのデータを集計し、その集計結果を各市町村にも情報提供をいただけるというふうにお聞きをしております。

市といたしましても、出生や死亡数の増減による自然減への対策は当然のことではありますが、やはり転出超過などによります社会減の影響が大きいものでございますので、住み続けてもらえるまちづくりのため、市民の意見や思いを収集する独自のアンケート調査、それと室戸の将来を担う室戸高校生によるワークショップなどを考えているところでございます。

そうしたさまざまな情報を活用しまして、出生・死亡数、転出・転入数、移住者数などを分析、考察した人口シミュレーションを行い、どのような対策をし、どのような目標を設定すればどの程度の人口が維持できるのか、検証を行った上で、先ほども申し上げました人口減少問題対策プロジェクトチームとも連携をして、室戸市版の人口ビジョンの策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 武井保健介護課長。

**○保健介護課長（武井知香君）** 濱口議員さんに日曜、祝日当番医について、私のほうから答弁させていただきます。

議員さん御案内のとおり、日曜、祝日当番医制度は、比較的軽症な救急患者に対応するため、日曜、祝日に診療を行うものであり、初期救急体制を確保するために設立された制度でございます。安芸郡では、東洋町以外の市町村が安芸郡医師会にお願いをして実施をしております。医師会のほうでは、安芸地区、中芸地区、芸東地区の3つの地区に分けて取り組んでいただいているところでありますが、中芸地区につきましては以前より田野病院だけで担当をしているという状況でございます。

本市におきましても、市内の医療機関による当番制度で行っていたところでございますけれども、医師が1人しかいない診療所が多いことや看護師など職員の配置の問題、また人口減少に伴い患者の数が減少していること、そして医師の高齢化などの理由により市内の医療機関で

は実施をすることが困難となり、ことしの1月から田野病院にて全ての日曜当番医を引き受けていただくこととなったものです。市民の皆様方が安心して暮らしていただくためには医療が不可欠な問題でありますので、市長も申し上げましたように、高知県や関係機関などの御指導や御意見をいただきながら医療の確保に向けて取り組んでまいります。

○議長（久保八太雄君） 濱口太作君の2回目の質問を許可いたします。濱口太作君。

○6番（濱口太作君） 6番濱口。2回目の質問を行います。

1点目の地方創生についてお伺いをいたします。

御承知のように、消滅可能性都市の定義は、2010年から将来推計人口の出ている2040年の30年間にかけて20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市町村となっております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には本市の若年女性人口は66%減少するという結果となっております。市長も申しましたように、この66%という数字は全国でもトップクラスの減少率だと思います。ちなみに、日本で一番減少率が高いのが群馬県南牧村で9割の減少率となっております。1回目の質問の中でも紹介をいたしましたように、豊島区では女性が住みよいまちづくりを目指して既に行動を起こしております。現在住んでいる人々から生の声を聞き行政に生かしていく、このような手法も政策を立てる上で重要なことだと考えますが、本市においてもそのような機会をつくる考えはないのか、お伺いをいたします。

平成17年と平成22年の本市の国勢調査の結果を見ましても、若年女性の人口は5年間で、人数で338人、率にして26.4%も減少をしております。本市の22年の国勢調査の人口減少率が13%でありますので、その倍の減少率となっております。5年間で26%も若年女性の人口が減少している、このことが本市の人口減少問題を考えた場合に最大の問題点であり、少子化の大きな要因となっていると思います。また、最近の出生者数を年度ごとに見てみますと、平成26年度の出生者数が48人となっております。1年間に生まれた子供の数が40人台までに減ったのは、恐らく室戸市制始まって以来初めてのことだと思いますが、このことをどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

小松市長も、これまで子育て支援の充実に取り組んでまいりました。その努力は認めます。しかし、現実の問題として、本市の人口は高い減少率で推移をしております。住民基本台帳の動きから推測をしましても、ことし10月に行われます国勢調査においても、恐らく10%を越す減少率となるものと思われます。市長も人口減少問題は室戸市最大の課題であるという認識はされておりますし、これらの人口減少問題を検討するために立ち上げたのが人口減少問題対策プロジェクトチームではないかと思えます。先ほど課長の答弁を聞いておりますと、1年間で開催が2回ということであり、正直なところ、十分な協議がなされたとは私は思っておりません。私は、このプロジェクトチームの設置を聞いたときに、室戸市最大の課題である人口減少問題を担当の企画財政課だけでなく、多くの若手職員が考えるいい機会であると期待をいたしております。今まで十分な協議がなされてなければ、これからでも結構ですので、ぜひやって

いただきたいと思います。人口をふやすことは不可能です。しかし、全国でもトップクラスの減少率を県内の他市並みにする、そのためには何が他市と違っているのか、何が原因なのか、若年女性の定住には何が必要なのか、先進地ではどのような施策を行っているのか、これらのことをやはりしっかりと検証をする必要があるのではないかと思います。今後の取り組みについて、総括者である企画財政課長さんの所見をお伺いいたします。

本市においては、振興計画を初め各課においてさまざまな計画づくりが行われております。しかし、最近の傾向として、ほとんどの計画づくりがコンサルタントに委託し、コンサルタント主導のもとに策定がされているのが現状でございます。私は自分の経験から考えてみましても、コンサルタントがつくっても、職員みずからがつくっても、表現の違いはあるにせよ、内容に大差はないと思います。要はその計画づくりに職員がいかに汗をかくかであります。かく汗が多ければ多いほど、その計画づくりに携わった職員の資質の向上や企画力の育成にもつながるものと思われまます。私は、そういう意味からも、コンサルタントを入れてない若手職員で構成されているこのプロジェクトチームには大いに期待をしておりますので、今後ぜひ積極的な協議を進めていただきたいと思います。

次に、転出者についてであります。

本市におきましては、毎年、500人を超す転出者が出ております。この転出者の数を少なくすることも、人口減少対策として重要なことだと思います。どのような年齢層の方々がどのような目的でどこへ転出をしているのか、それがわからなければ対策を考えることもできません。どのような年齢層の方がどこへ転出しているかは、住民票の異動届を分析すれば把握できますが、何の目的で転出しているかはわかりません。

そこで、提案ですが、住民異動票の下に備考欄があります、これ今持ってますけれども、この下にかかなりのスペースがあいております。ここに、要は転出目的と思われるものを列挙しておいて、アンケート調査に御協力くださいということで該当するところに丸を入れてもらう、このような方法はとれないものか、お伺いをいたします。

次に、2の医療施設の現状と今後の対策についてお伺いをいたします。

宇賀クリニックにかわる医療施設につきましては、本当に住民の皆さんが心待ちにしております。市のほうも努力もされておるといことでございますけれども、ぜひ早期に実現できるよう、さらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、医療の充実についてでございますが、現在振興計画の後期の基本計画の策定作業を行っている状況ではないかと思います。後期計画においてどのような充実策が検討されているのか、説明できなければ結構ですが、現在説明できるような施策がありましたら説明をお願いしたいと思います。

次に、市立病院についてであります。

先ほど市長のほうからちょっと三笠市の場合の病院の事例が上げられておったようです

が、私もこの三笠市の病院について少し調べてみました。建物が鉄筋コンクリートづくりの地下1階、地上6階建て、診療科目は13科、病床数199床、1日平均外来患者数313名、1日平均入院患者数143名、職員数は251名、うち正規職員は123名となっております。三笠市は人口が9,372名で、一般会計の予算規模は約100億円であり、病院会計を見てみますと、少し資料が古いですが、21年度決算で予算規模27億円、損益計算書を見てみますと4億1,000万円の純利益となっております。このことを考えますと、この市立病院は単に住民に対し安心な療養環境を提供するのみならず、雇用の場としても、また入院患者の食材の購入等地域経済に及ぼす影響も大きく、経済的効果という面においても大いに貢献をしているのではないかと思います。せっかく市長もいい視察を行い、衝撃を受けるほどの感動もされてきたわけですので、今後これを本市においても実現できないか、今からしっかりと検証をしていただきたいと思います。

これで私の2回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 濱口議員さんの2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、地方創生の人口減少の一つの対策ということで、女性の住みよいまちづくりということをおいかに進めるかということですが、私も御案内のとおり、いろんな女性の意見というものを市政運営にも反映させたいということで、市の行政機関の委員さんにはぜひ女性の参画を進めていこうということで、そうした取り組みもしているところでございます。議員さん御提案がございましたので、そうしたことを踏まえまして、女性の意見が市政へ反映されるような機会というものは、いろんな形でつくっていかねばならないと考えておりますので、そうした取り組みを進めてまいります。

それから、国勢調査のお話、御案内のとおりでございます、これも。若年女性の減少率が激しいので、その対策をしっかりとすべきではないかというふうを受けとめさせていただきました。また、出生の数、これが48人ということで衝撃的な数だというのは、私も議員さんと同じ意見でございます。そしてまた、これらを何とか改善をしたいということで少子化対策、子育て支援対策というものをしっかりとやっていかねばならないとして、いろんな対策に取り組んできたことも御案内のとおりでございます。当市のプロジェクトチームの一層の活性化であるとか、積極的な取り組みというようなことにつきましては当然のこととして、今後ともそれらの取り組みを進めてまいります。

次に、計画書の策定という中で、これは今本当に以前から比べますとはるかに計画書の数というものはふえてきております。いろんな事業を進めていくためには、必ずと言っていいほど計画書の策定が必要ということになっておりまして、私といたしましても、その計画書をそのままコンサルに丸投げをしたいというふうには全く思っておりません。議員さん御案内のとおり、やはり職員みずからがつくっていくということも必要です。ある部分はコンサルに任すと

いうことでしていかないと、やっぱり大変少なくなっている職員の数からすると大変な負担がかかるということもありますので、今私どもが取り組んでいるのは大事な部分といたしますか、やっぱり職員がかかわっていく必要があるという部分についてはしっかり職員でやっていこう、それとあわせてコンサルの力もかりていいものをつくっていこうと、計画書を策定をし、策定をしたらすぐキャビネットに入って、後は誰も見ないというようなことは決してあってはならない、それをしっかり次に生かしていく、いろんな施策の充実に生かしていくというのは御案内のとおりでありますので、今後ぜひそうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そして、転出の場合のいろんなアンケート調査につながることをやってはどうかということでございますので、この辺についてはぜひそうした取り組みを検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、医療機関の早期実現であります。前段でも申し上げましたように、やはり民間の機関にもお願いをしながら、一方で市としてどういう施設がつけられるのか、望ましい形を専門の方々の意見も踏まえながら計画を立てていきたいと、構想を描いていきたいということは前段の議員さんにもお答えをさせていただいたとおりでございます。

そして次に、後期振興計画の問題でございます。これも現在既にできているというものはございません。今からの協議に、検討項目になります。医療の充実につきましては、今回の議会でもさまざまな問題が出されてきております。また、我々としてもそのことにお答えもしながら、まだまだ不十分な点があろうと、あると思っておりますので、それらのことを踏まえて医療の充実に向けて後期計画で策定をしてまいります。

そして次に、視察先の三笠市の事例のお話がありました。前段でも申し上げましたが、本当に以前、昭和の年代からつくられてきたものであります。今本当に住民の安心につながっているすばらしい市民病院だというのは御案内のとおりでございますし、そのことが雇用につながり、あるいは地域経済につながっているということは、私もその認識をするところでございます。そうした先進的な事例というものも私どもも踏まえながら、当市はどうあるべきかという医療の取り組みを考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 川上企画財政課長。

**○企画財政課長（川上建司君）** 濱口議員さんの2回目の御質問にお答えをいたします。

人口減少問題対策プロジェクトチームの件でございますが、昨年開催は2回というふうに御説明をいたしました。ただ、会議の開催の前段の資料作成であるとか、会議の開催までのプロジェクトチームのメンバーさんには、当然会議までの施策の検討もさせていただいているところでございます。確かに2回という会議の開催で十分なことができたかと言われると、至らなかったところがあるかなというところで、総括者としては反省をしているところでございますが、今回の総合戦略、まさに人口対策がもう最重要課題の計画となっております。先ほど答

弁でも申し上げましたが、総合戦略の推進本部、審議会等とも十分連携をとりながら、プロジェクトチームについては議論を重ねていって、よりよい政策提案ができるように努力してまいりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって濱口太作君の質問を終結いたします。

昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時15分 再開

**○議長（久保八太雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中多津美君の質問を許可いたします。竹中多津美君。

**○1番（竹中多津美君）** 1番竹中多津美。通告に基づき、6月議会一般質問を行います。

行当、新村地区避難場所について。

この地区の避難場所は、先月配布された室戸市津波防災マップ、高知県土砂災害危険箇所マップを見ると、浸水域からは逃れていますが、急傾斜地崩壊危険箇所となっております。このマップは、最大級の地震を想定して作成されたものと聞いていますが、しかし近年は想定外の災害がたびたび起こっております。この地区の避難場所は、3年ほど前、新村、行当地区の住民、参加者約60人ほどが集会で話し合った結果、決めた避難場所ですが、現状は急斜面を海拔18メートルから25メートルまで登らなければならない、山肌は大きな石が今にも崩れ落ちそうな状態です。集会で決めたころは、皆の災害に対して、また昔使用していた山道の現状の認識が少し薄かったように思えます。事前調査もない中で地理的判断で早々に決めてしまったようにも思えます。しかし、時がたつに従って、やはり住民の不安は募るばかりで、最近においては避難タワーの設置をという声も上がっております。この岬の突端部に位置する集落の最も安全な避難場所を住民とともに専門的な分野の方々と検討し、適切な指導、実行ができないものか、お聞きいたします。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 竹中議員さんにお答えをいたします。

私からは当市の全体的な防災対策についてでございます。

まず、高知県土砂災害危険箇所マップにつきましては、多くの市民の方々にどこが危険な箇所なのかを知っていただくため高知県が作成をしたもので、先日、市が全戸配布を行ったところでございます。市民の方々にはぜひ御自分の生活している場所の危険性を御確認いただき、今後の避難活動に有効に役立てていただきたいと思いますと考えております。市といたしましても、急傾斜地対策や治山対策などにつきましては、県と連携し進めなければならないと考えております。

次に、本市の防災対策の計画についてでございますが、市民の方々の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民生活の安全を確保するために、室戸市地域防災計画（一般対策編）を策

定いたしております。そして、津波からの防御、円滑な避難の確保など、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とした地震及び津波災害対策編を策定をいたしているところでございます。そして、平成23年度には市内25カ所、31回の住民ワークショップを開催し、市民の方々からいただいた御意見をもとに、室戸市津波避難計画や地区別の津波避難計画を策定しているところでございます。各地域の避難路や避難場所をそれによって定めているところでございます。

本市における津波から逃げる対策といたしましては、専門家の方々からは最寄りの少しでも高い場所へ避難路を整備することが最も効果的であると言われていたところでございます。避難路の取り組み状況としましては、市全体であります。127カ所を計画しております。現在までに65カ所の整備を行い、本年度は41カ所の整備を進めているところでございます。また、津波避難タワーは現在6基の計画が進んでおり、現在までに2基が完成をし、4基の整備に取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度から3カ年をかけまして、県防災担当課、市防災対策課及び地域の自主防災組織が一緒になって、市内各地域の避難路などの点検を行うことといたしております。この現場点検では、避難路に係る倒壊しそうな家屋やブロック塀などもあわせて確認することとなっており、より安全な避難ルートを選定や各地域での問題点などを県、市、自主防災組織の方々で共有し、対策を検討することとなっております。また、急傾斜地崩壊が心配されるような箇所につきましては、県防災担当の技術者などにも同行を依頼し、点検結果によっては必要な専門家の意見もいただきながら、県など関係機関とともに連携をして、その対策を進めたいと考えております。

次に、新村、行当地区についての取り組みについてでございます。

新村、行当地区には、現在避難場所が7カ所ございますが、その中で整備が必要な箇所は3カ所となっております。現在までに1カ所の一部整備を行っており、今年度は1カ所を、翌年度以降は一部整備済みの箇所を含め2カ所の整備を行う予定といたしております。

また、自主防災組織が整備しました避難路4カ所への避難誘導ライトにつきましては、市の地域防災対策総合補助金を交付し、整備を行っております。さらに、昨年度には行当市民館の耐震改修工事に合わせまして、外つけ階段を整備し、市民館の屋上へ避難できるようにいたしております。そして、大事なことは、避難路や避難場所の整備とともに、地域の方々にご利用の防災訓練を行っていただくことではないかと思っております。市といたしましても、地域での防災訓練の実施に対しましては協力してまいりますので、ぜひ訓練を重ねていただき、その中で課題や問題が出てきた場合には今後一緒にそれらのことを改善してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、防災対策課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上松防災対策課長。

○防災対策課長（上松富士樹君） 竹中議員さんに防災対策につきまして市長答弁を補足させていただきます。

まず、新村、行当地区の避難場所につきましては、新村地区に4カ所、行当地区には3カ所の避難場所がございます。また、市長も申し上げましたように、昨年度には行当市民館の耐震改修工事に合わせまして、屋上に避難ができるように避難階段等の整備を行ったところでございます。

こうした避難場所へスムーズに避難するためには、昼間及び夜間を通じた避難訓練の積み重ねが大事であると言われております。こうした避難訓練につきましては、自主防災組織などから相談をいただきましたら、市といたしましても訓練内容などについて一緒に考え、協力しながら訓練を行っておりますので、自主防災組織や常会の皆さんで避難訓練を計画していただき、いざというときに本当に役立つような避難訓練を皆さんと一緒に重ねていきたいと考えております。そうした訓練の中で、もし課題や問題が出てきてまいりましたら、市長も申し上げましたように、県や専門家の方々の助言をいただくことなどにより、皆さんが安心して避難できるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 竹中多津美君の2回目の質問を許可いたします。竹中多津美君。

○1番（竹中多津美君） 1番竹中。2回目の一般質問を行います。

先ほどの市長、それと防災課長からの詳しいわかりやすい御説明、御答弁ありがとうございました。その答弁に対しまして、最も防災訓練が必要だということですが、全くそれは同感でございまして、今までにも防災訓練を私の記憶では3度ほどしたと思うんですが、その際に全く市民に危機感がなくて、実際避難場所に来た方はわずかな人数だったように思います。それに、避難時間とかそういった詳しい内容も把握できなかったように思います。そういう点を踏まえまして、これからは防災組織の方、それから常会の方、それから行政を含めて、もっと一般市民が危機感を持って、また行政からの強い先導、指導が必要だと思います。また、室戸市は高齢者が非常に多く、避難の際は困難をきわめることは目に見えております。市の方々もそれなりに訓練や避難場所までの時間を計測して、人命救助のマニュアル、それから避難方法の指導など細かいことにも今まで以上に強い指導をよろしく願いいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 竹中議員さんの2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、避難訓練の必要性については、議員さんも御案内のとおりでございます。

ただ、なかなか避難のときに参加者が少ないというようなことも、我々もそういう感覚をやっぱり抱いているところでございます。しかし、やはり我々が今取り組んでいるのは、各地域で避難路をつくったり、避難場所の整備をしたりということをやっているわけでありまして、全体的な避難訓練と、もう一つはやはり私は地域別の避難訓練がぜひ必要ではないかというふ

うに考えているところでございます。

そしてまた、最近子どもも耳にすることの中に高齢者の方がもう諦めると、最初から諦めるといようなお話を聞くわけでありますが、これが一番よくないというふうに言われておりまして、自分だけの問題にはならないはずなんですね。ですから、高齢者の方も含めて、皆さんにそういう訓練の必要性というものを私はもっともっと知っていただく、そのための対策というものは市としてもしっかりやっていかなければならないというふうに思っていますので、あらゆる機会を通じてそうした訓練の必要性、参加の必要性というようなものについては申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

また、避難訓練の内容等については我々もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っていますので、いろんなやり方がございます、それらについては担当課がしっかり把握をし、また適切な訓練内容となるように努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって竹中多津美君の質問を終結いたします。

次に、山本賢誓君の質問を許可いたします。山本賢誓君。

**○8番（山本賢誓君）** 8番山本。6月定例会におきまして、自民クラブの一員として一般質問を行います。

4月の室戸市議会選挙においては、選挙に臨むに当たり、室戸市政の無駄遣い解消への取り組みと市政全般に係る諸問題解決に向けて、議会権能を駆使して取り組んでいく決意で臨んでまいりました。市長以下行政を推進するに当たって、現状でよいということにはならないと思っておりますから、常に見直すべきは見直し、改善を追求する姿勢を室戸市全体で共有していただきまして、全ての職員が公金を扱うに当たって見直すべきことがありはしないかの意識づけを本会議あるいは委員会において取り組んでいきたいと思っております。

質問事項に入ります。

まず、市政全般についての1番、市長の市政管理責任についてお伺いをいたします。

行政事務は多岐にわたり大変な業務であることは容易に想像ができます。それぞれの担当課が日中行う業務について、全てに市長の目が届くということにはなりませんから、課長、課長補佐、班長クラスへの指導及び管理は徹底したものでないと思います。大事な公金を扱うに当たって、惰性で予算を組むことなく、常にどうすれば経費削減ができるのか、あるいは同じ予算を使ってももっと費用対効果の上がる取り組みがありはしないか、そういった強い意識づけをしないと、いつまでたっても予算の無駄遣いの行為はなくならないと思っております。

なぜ私がこういう発言につなげるかといえば、職員と常に会話をしますけれども、本当にこういう経費削減の意識というものが弱いというふうに感じます。例えば、今までと同じやり方で予算を組んでます、室戸市の持ち出しはわずかですからと、そういうふうな言い方をします。そうではないという意識づけを市長、執行部は徹底しなくてはだめではなかろうかと思

ます。市税、県税、国税にしても、全て我々国民からの血税でありますから、たとえ国庫補助、県補助金が6割、7割で、残額が交付金処理をされて、市の支出がわずかであっても、税金を使うことには変わりありませんから、どんな事業であっても十分な審議をして無駄のない事業推進をしていくことをお願いしたいと思います。

例えば一例として、何回も言いましたけれども、平成25年度事業で佐喜浜町にジオパーク関連事業で設計監理会社の設計を丸のみにして坪単価100万円という便所ができております。この予算に関して、当初予算委員会でこれは問題があるから見直しをするように指摘をしましたが、何の改善もなく、そのまま執行されております。ここに全てが凝縮をされているような気がします。委員会での指摘に執行部のほうは見直しますというような言葉を発していただきましたけれども、そういった委員会の指摘を無視をして、そのまま工事が行われております。委員会での指摘事項は市長にも届いていないのではないかと、そういうふうに私は思います。設計を見て、これは設計金額が大き過ぎる、坪単価100万円であるけれども、坪単価30万円で設計をしてくれと、そういうふうな姿勢がなくてはならないということであります。30万円のものでも同じものが現場でできるというふうに私は現場を見て思いました。でありますから、この工事は業者さんは大喜びであったと思います。そして、決算委員会では、予算を通したら決算では文句は言われん、そういうふうな意見もありましたけれども、大事な決算委員会でチェックができない議会側にも大きな問題があろうと思います。

こういった一つ一つの積み重ねが大きな無駄を生じているということ、職員一人一人が意識して事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。そして、そういう意識づけをするのが、市長以下執行部の管理責任ということになると思います。これは非常に重要なことだと思いますので、市長以下よろしくお願ひしたいと思います。こういった日常の予算執行に関する市長、管理職の管理責任と、もう一つ、近年室戸市職員の不祥事が連続しておりますが、それらの管理責任についてお伺いをいたします。

質問事項であります。

全員ということではありませんけれども、職務執行に当たり、経験年数を重ねるほど惰性的となり、緊張感をなくした職員が見受けられます。経験年数の長い職員がそういう姿勢では、せっかくの若手、中堅に非常に優秀な職員が多くいるのに育てることができない、そういう優秀な職員をだめにする可能性が非常に高いと思われませんが、市長以下どういうふうに対応するのか、お伺いをいたします。

それから、市民の声を届けます。職員の不祥事が公になっても、市長は責任をとらないという市民の声があります。先日、高知県内のある自治体の首長が、我が自治体の自前の予算措置ができないとあって、みずからの報酬を削減して事業執行の費用として積み立てて事業を執行するという報道がありました。みずからの身を切って我が町、我が村に貢献したいというその首長の言うこと、やる気は、納税者にすばらしい姿勢だと評価されたと思います。そういった

行為は、今後の自治体運営に間違いなく効果があると想像できます。全てにとは言いませんけれども、職員の不祥事があれば、管理責任者としてそれなりの報酬削減も含めた姿勢をとるべきではないのか、お伺いをいたします。

次、2番目、市道の管理経費削減についてお伺いをいたします。

室戸市には536路線、延長216キロの市道があり、毎年度管理費用、修繕費が予算措置をされております。災害時等の重機借り上げ費は別としまして、通常の舗装修繕費として年間約150万円、200万円の舗装資材が使用されております。一度穴があいた箇所は毎年度繰り返し繰り返し、何度も何度も同じ修繕が繰り返されております。しかし、幾ら修繕をしても、短い箇所は2カ月程度でもとどおりの穴があいてしまいます。そのまま数カ月も放置されているのが現状であります。過去において、そのわずかな穴であっても、事故があり、死亡事故につながった事例もあります。そういった危険箇所があれば即対応ということですが、なかなか対応できないのが現状であろうと思います。今までのように修繕箇所をアスファルト袋で補修することは、穴が修繕箇所が長期間放置され、常に事故の危険性を含んだ対応ではないかと思っております。何十年もこういったイタチごっこのような修繕方法で毎年度予算を組んで、かなりの費用がかかっております。毎年度150万円以上かけて修繕することに対して、何かいい方法がありはしないかと検討するのが役所の務めではないかと思っております。

私の単純な発想ではありますが、生コンクリート投入が最適ではないかと考えます。生コンクリート投入に関しましては、各市道路線の修繕箇所を見ても通行に支障のあるような広範囲の修繕箇所はそれほど存在しません。どうしても通行どめをしなければならないような箇所は、オーバーレイで対応ができると思います。小規模の生コンクリート投入箇所であれば、わだちに鉄板を敷設するかパネルを敷設するかで対応できると思います。特に夏場対応であれば、一日、二日で固まりますから、非常にやりやすいことであると思います。生コン処理であれば、少なくともその修繕箇所が5年ないしあるいは10年近く再度の補修の必要はないというふうに思います。そうすれば、市道修繕費として4分の1、あるいは5分の1程度まで抑えることができ、目に見えた経費削減になるのではないかと思います。そして、事故も未然に防ぐことができます。

質問事項に入ります。

市道管理のこの3年間の舗装用アスファルト購入費用は平均で幾らなのか、お伺いをいたします。

2番目としまして、1路線ごとに計画を組んで生コンクリート投入をして経費削減に努める考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

次に、3番目、室戸市発注工事の問題点について、まず新火葬場建築工事についてお伺いをいたします。

これは、私も3月議会で質問をさせていただきましたので、今回はその進捗状況等について

お伺いします。

この工事につきましては、いろいろな問題点を抱えた事業であると認識をしております。早期完成に向けて担当課の管理監督、指導が重要ではないかと考えます。

質問事項としまして、現在の実質進捗率は幾らか。

2番目、変更工程表と比較して現在の状況はどうであるのか。

3番目、次は工期延長はあり得ないですけれども、管理監督は十分にできるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、教育委員会発注の工事についてお伺いをいたします。

平成23年度、佐喜浜小学校大規模改修工事、平成24年度、羽根昭和保育所耐震補強改造工事、平成25年度、室戸小学校プール新築工事についてお伺いをいたします。

この3年度にわたる3工事に共通して言えることは、最低制限価格に非常に近い落札金額でありながら、最終的にはいずれも予定価格まで増額されて工事が完成しているという共通点があります。入札において、予定価格は公表されておりますが、最低制限価格は公表されておられません。しかしながら、佐喜浜小学校については最低制限価格3,168万2,000円に対して落札額が3,168万3,000円、わずか1,000円の差であります。また、羽根昭和保育所に関しては最低制限価格2,296万8,000円に対して落札額は2,297万円、わずか2,000円の差であります。建築工事におきましては、見積もりの複雑な建築工事でありますから、わずか1,000円、2,000円の差で落札できるものか、非常に違和感を感じます。この件に関して質問をいたします。

このような結果に関して、最低制限価格の漏えいが疑われるのではないかというふうな思いもありますけれども、最低制限価格を知り得る関係者は誰なのか、お伺いをいたします。

2番目として、この入札結果を知り得た時点で疑問を感じなかったのかどうか、お伺いをいたします。

次に、それぞれの3件の各工事の増額の件についてお伺いをいたします。

それぞれに増額理由をお願いいたします。

2番目、それぞれ増額になった箇所は、当初国・県に申請した補助金交付申請をした範囲内か、あるいは別途追加工事の箇所なのかどうか、お伺いをいたします。

3番目、それぞれ増額をして補助金交付額は当初とどのように変わったのかどうか、対比していただきたいと思えます。

次に、この3件の工事の監督職員は、入庁2年目という新人事務職員が継続して担当しております。専門知識を要する事業でありながら、事務レベルの職員に監督職員を命ずるという行為は考えさせられる選択手段ではないかと思えます。役所全体に専門知識を持った職員が育てていないから、設計書にしても、現場にしても、厳しく管理ができるはずがありません。たとえば万が一不正があっても、対応できないということになります。設計図書を見ますと、1,000万円を超える工事に関しては、添付されていなければならないはずの工事総合工程表が

ありません。また、250万円を超える工事においては、施工計画書の提出が必要であります。施工計画書は出ておりますけれども、この工事施工計画書をもとに工事を施工する前に総合工程表とともに施工計画打ち合わせを開かなくてはなりません。そして、特記事項の確認から、黒板を入れて写真撮影を行い、完成検査の書類として整備することが通常ですけれども、そういった行為も行われておりません。この一連の事業の対応で技術職員不足の実態が浮き彫りとなっております。市長と教育長に言うておきますけれども、業者あるいは設計監理会社は何も知らない監督職員が大好きなんです。そこに何が起きるか、容易に想像が付きましますから、それらに対応する手だてを講ずることが役所の姿勢として必要だと思います。

また、建築主体工事におきましては、工期の延長が非常に目につきますけれども、業者は業者の責任として、従業員者数あるいは所有機械等から判断をして年間受注件数を調整することが大事であろうと思います。過剰受注が全ての工事において工期内完成ができない大きな理由となっておりますから、そういったことのないように何らかの対応策を検討するのが発注者側の責任ではないかと思えます。

質問事項に入ります。

専門外事務職員が監督職員をする場合は、財産管理課検査職員等が定期的に現場に出向き、進捗状況の確認から適正な工事が行われているかチェックする体制を講ずることが必要に思いますが、どう考えるのか、お伺いをいたします。

次に、2番目として、入札時に受注状況も含めて工事の工期内完成に関する確約書の提出を求めてはどうか、お伺いをいたします。

西部給食センター新築工事においては、余りよろしくない工期延長理由で教育長の謝罪ということになりました。工期延長を議会で承認しましたが、本来なら正当な理由がないものについては契約書にある遅延金の支払い措置を講ずるべきであるのに、そういったことをしなかったということでもあります。正当な理由がある以外は毅然とした態度を示さなくてはならないことは当然でありますけれども、それができないというのが今の室戸市の現状であります。そういったことが市民の批判の対象となっているということでもあります。請負業者に対して正しくない、寛容な姿勢をとり続けるのはいいかげんにしてほしいものであります。今後そういった事例が発生した場合には、毅然とした態度をとるのかどうか、そういう答弁を明言していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

4番目です。次に、市有林看守制度の問題点と看守制度の是非についてお伺いをいたします。

室戸市には、市内全域に約1,000ヘクタール以上の室戸市所有の山林があります。そして、それぞれ地区別に15名の市有林看守人がおまして、毎月1回それぞれ担当地区の市有林を監視、見回りを行っていることとなっております。毎月の行動記録を年3回室戸市に報告することが義務づけられ、その対価として年間3万円余りが看守に報酬として支払われております。室

戸市がいつから看守人制度を取り入れたのかわかりませんが、この制度はかつて木材価格が高騰していた時代に盗伐、盗木が横行し、そういったことを防ぐための制度であります。しかし、近年は社会状況の変化とともに木材価格が暴落し、盗伐、盗木の類いは全くなくなっております。そういったことから看守制度の必要性がないとし、高知県のほうも15年ぐらい前に県有林、あるいは県行造林の看守制度を廃止しております。

私は看守15人中12人とつき合いがあります。今回の質問に当たり、10名の方に電話で確認をしました。行動記録はともかく、10名の看守人さんのほとんどが看守制度は廃止をしたらいいとの意見でしたので、市長に伝えときます。

そして、質問事項に入ります。

1番、いまだに看守人制度を続けなければならないその必要性についてお伺いをいたします。

2番目に、近年、市有林が盗木に遭ったり、境界の現状変更が故意になされていたなどの事例があるかどうか、過去10年間の看守人からの報告をもとにお伺いをいたします。

3番、行動記録に基づいて市有林の現状に変わりはないか確認しているのかどうか、お伺いをいたします。

4番の質問は、除かせていただきますので、よろしく申し上げます。

5番です。今後、必要性がないとして看守人制度の廃止を考えないのかどうか、お伺いをいたします。

次に、5番目、選挙の事前運動禁止違反に係る選挙管理委員会の姿勢についてお伺いをいたします。

本年4月19日告示で26日投開票の室戸市議会議員選挙が行われました。各候補は、告示に向けて準備万端整え、告示日を待つばかりと行動していたと思われま。ところが、告示数日前から、市民の中から、ある特定の候補者事務所から事務員による投票依頼の電話がかかってきたとの話が広がってきました。また、その話を聞いた翌日にも、私と行動をともにする協力者のもとへも電話がかかってきたと報告がありました。告示日前の選挙活動、公職選挙法第129条に事前運動の禁止と明記されております。事前運動とは、立候補の届け出前に選挙運動を行うことであり、厳密には立候補届け出の当日であっても、立候補届け出の手続が完了しない場合はなお事前運動となる。また、選挙運動期間中も禁止されている戸別訪問のような行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動は事前運動になるとされており、また選挙事務関係者の選挙運動も制限をされております。今回は、候補者本人が事務関係者に指示をして公職選挙法に違反をする行為を行ったということになるかと思えます。こういった違反行為に対して選挙管理委員会がどういう姿勢をとるのか、お伺いをいたします。

質問事項1、市民から違反行為をしていると通報があった日は告示日の何日前か、告示日は19日であります。

2番、市民からの通報件数は何件あったのか。

3番、通報を受けて選挙事務所へ連絡をとり、確認したそうですけれども、候補者とはどのようなやりとりがあったのか、電話の内容をお聞きしたいと思います。

4番目、そういつて返事を受けて、選挙管理委員会の立場としてどのように判断し、どのような行動を、処置をしたのか、お伺いをいたします。

5番目、悪質な選挙違反として警察に通報すべきではないかとも思われますけれども、毅然たる態度をとるべき選挙管理委員会がこのような行為を注意だけで終わらすということであれば、どの候補者もやっていいということになりますけれども、その辺のあたりの答弁をよろしくお聞きしたいと思います。

次に、6番目、情報開示のあり方についてお伺いをいたします。

情報開示請求に対する情報開示のあり方に多くの疑問点があります。開示についてはそれぞれに弁護士も含めた検討がなされているということでありますけれども、何点かお聞きをいたします。

まず、設計図書の情報開示の関係で、教育委員会に情報開示を求めました。その中で、非開示とされたのが、金入り設計書の見積単価及び諸経費の掛け率であります。その非開示理由は、見積単価であること、諸経費掛け率は市独自の掛け率であることであるということから非開示ということになっております。

まず、見積単価の非開示でありますけれども、建築工事の場合、見積単価が設計書全体の中でも非常に大きなウエートを占めて、大事な部分であります。また、見積単価という位置づけで全て非公開ということは、大きな危険性をはらんでいると言わざるを得ません。なぜなら、設計業者にとって見積単価の存在は大変重要であるからであります。私の過去の経験から発言させていただきますと、見積価格にはある意味闇の存在というものがああります。公共工事でありながら、建築工事には見積単価が重要な部分を占め、それが公表されないということは真実が公表されないということであります。全てが不正ということではありませんけれども、もし事件性が伴った場合でも、その内容を知ることができないというようなことはどう考えてもおかしいのではないかと思います。公共事業、公共工事という性格から、その工事を構成する全ての情報、個人情報には当然除きますけれども、全ての情報は開示しないと不正は追及できないということになります。完成していない事業に関してはともかく、完成後の見積もり単価は公表すべきだと思います。

また、諸経費、掛け率については、室戸市独自の掛け率であるためとの非開示理由ですけれども、建設建築工事には工期の延長によって諸経費率が変わったり、金額によって定率の諸経費率が変わることがあります。そういう変化を確認することも、我々ができないということでもあります。県の検査、国の検査も受ける公共事業が完成後も公表されない、市独自の諸経費率の存在を公開することを拒むという室戸市の姿勢が私には理解できないのであります。例え

ば、受注業者が意図的に完成をおくらせ、工期を延長すれば工事数量は変わらないのに、諸経費だけ上がって、業者の利益になると、そういう構図も生まれてくるわけでありまして。市独自の諸経費率が公には秘密になり、業者と役所だけがその秘密を共有するということになりまして。これは非常におかしいと思います。

質問事項であります。

室戸市情報公開条例第8条第7号、第3号、第2号について、詳細に説明を求めます。

2番目、おかしい秘密保持の情報公開条例を室戸市独自の方法で改善することは考えないのか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 山本議員さんにお答えをいたします。

1の(1)市長の市政管理と責任についてでございます。

まず、管理職の姿勢についてであります。地方分権の進展や住民ニーズの複雑化、多様化による業務の変化や職員の削減が進む中で、それらに対応する職員の能力向上や育成が大変重要なこととなっております。中でも、各分野を任せている管理職の育成は、よりよい市政運営をする上で大変大事なことだと思っております。そのため、課長職に対しましては、課員との意思疎通や情報共有を図ることを目的とした課内会の実施を指示するとともに、平成22年度より全課において朝礼を実施しているところでございます。また、課長会においては、毎回気づいた課題や市民から寄せられた意見などにつきましても対応、指示をいたしているところでございます。また、業務の進捗管理や予算の適正執行などにつきましても、繰り返し改善をする適正な運営をしていくということについては毎回指導を行っているところでございます。

さらに、平成20年度より、翌年度の予算編成前の10月には、それぞれの課の施策や課題について各課ヒアリングを実施をしております。次年度の事業や効果的な事業の実施を協議いたしているところでございます。これらのことによつて、財政の健全化であるとか、新しい事業の推進につながっているものと考えております。

また、班長補佐職につきましても、業務改善やマニュアル策定といった市独自の階層別研修を実施し、業務の効率化、経費の削減なども含め、業務に対する意識改革に取り組んでいるところでございます。

さらに、平成26年度からは、事業効果や業務改善などを評価をし、勤勉手当に反映する人事評価制度を導入しているところでございます。また、班長職以上の職員には、昇格時に人づくり広域連合の階層別研修への参加を義務づけておまして、管理職員の資質の向上を図っているところでございます。

これらの取り組みによりまして、職員の意識改革は以前と比べますと大きく変わってきているというふうに感じております。また、大多数の職員はよくやっていると感じているところで

ございますし、各種イベントを市はやっているわけでありますが、そんな中で、市民の方々から最近特に聞くことといたしまして、職員の方々が大変多く参加をするようになった、よく協力をしているというような大変お褒めの言葉を私はちょくちょく聞くようになってきているところでございます。

しかしながら、一部の職員の不祥事もあることは御案内のとおりでございます。その一部の職員の不祥事が市政全体に与える影響というのは大変大きいというところでございまして、今後とも引き続きこれまでの取り組みを充実させるとともに、管理職を初めとする職員の育成、そしてまた資質の向上に努めてまいります。

次に、職員の不祥事に対する責任であります。私は市長就任以来、不祥事に対しましてはこれまで2回の自身の減給を含め、不祥事の重大性や悪質性など、その内容に応じて責任をとってきたところでございます。そして、不祥事が起きた際には、私自身が直接その職員に対し注意、指導するとともに、その背景や問題点などを検証し、服務規律の遵守や管理職に対する指導の徹底及び職場のチェック体制の見直しなどについて訓示を行うとともに、課長会などを通じ指導を行っているところでございます。このように再発防止対策を徹底をさせ、市民の方々の信頼を高めていくことも私の責任のとり方であると考えております。

次に、(3)室戸市発注工事の問題について、入札に関するところでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

入札制度につきましては、これまで国や県において制度改正が行われているところでございまして、当市におきましてもそれらを受けて取り組んでいるところでございます。また、当市では、平成23年度までの間におきまして、予定価格及び最低制限価格を全て公表していた時期もございます。しかし、これでは最低制限価格で入札をするものが増えて競争性がなくなる、少なくなるなどの問題点が出されたところでございます。以後、予定価格は公表するけれども、最低制限価格は公表しないという方向となっているところでございます。

また、予定価格調書の作成につきましては、500万円以上は財産管理課で取り扱っております。入札日数日前に、市長または副市長が予定価格及び最低制限価格を記入をし、入札までの間、財産管理課において厳重に施錠管理をいたしているところでございます。現在の入札制度の中で、公正に入札が行われているものと認識をいたしております。また、私に対し最低制限価格を教えてほしいなどといったことは一件もこれまでにあっておりません。官製談合防止法については、御案内のとおり承知をしているところでございます。

また、本年度からは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正によりまして、事前に見積能力のない者や見積もりをせずに入札をする者を排除するため、入札の際に工事費内訳書を提出させることといたしております。このことにより、これまで以上に適正入札につながるものと考えております。今後とも、入札制度につきましては、国・県の指導を受けながら、適正な運営となるように努めてまいります。

次に、(4)市有林看守人制度についてでございます。

1点目と6点目をあわせて私のほうからお答えをさせていただきます。

本市では、昭和34年より市有の山林及び原野に対する境界、割り込み、盗伐、野盗及び無断による培植等、担当地域内の全てについて看守し、その他崩壊、病害虫等の災害を警戒することを任務として市有林野看守人を設置をいたしているところでございます。現在の社会情勢といたしましては、議員さんも御案内のとおり、木材価格も低迷をしていることもあり、設置当初と比べ盗伐や境界の侵奪などの事例はほとんどなくなっております。また一方で、山林の地籍調査も始まり、境界の確定も少しずつ進んでいるところでございます。

しかしながら、当市には約1,000ヘクタールの市有林があり、今後も適切な管理をしていくことは必要だと考えているところでございます。今後、看守人による管理のあり方につきましては、他市の例なども参考に、関係団体や関係者の御意見を伺いながら、より適切な管理となるように検討を進めてまいります。

私からは以上でございますが、副市長、選挙管理委員会委員長及び関係課長から補足答弁をいただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（久保八太雄君） 久保副市長。

○副市長（久保信介君） 山本議員さんに1の(6)情報開示のあり方につきまして、私のほうからお答えをいたします。

まず、室戸市情報公開条例についてであります。御案内のとおり、本条例は公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進することを目的といたしまして、平成13年に制定されたものでございます。

この情報公開条例の第8条には、一部不開示情報とされるものを除き、公文書に係る開示義務の原則が規定されているわけですが、その除かれる不開示情報として、同条第1号から第8号までに列挙をされているところでございます。

御質問の1点目のこれらの第2号、第3号、第7号の各規定についてであります。まず第2号では、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるものと規定されております。本号では、誰でも閲覧できる情報等を除きまして、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、電話番号、口座番号、保険の記号番号等の情報であって、それぞれ単体、もしくは単体では識別できなくても、複数の情報を組み合わせることによりまして特定の個人を識別することができるもの、またはそれらを公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれがあるものについては不開示情報とされているところでございます。

次に、第3号では、法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または個人の競争上または事業運営上の地

位、その他正当な利益を害すると認められるもの、ちょっと間は省略させていただいておりますが、このように規定されております。本号では、人の生命を保護すべき場合などを除きまして、法人や事業を営む個人の事業に関する人事管理、経理状況、経営戦略、技術上のノウハウ、知的所有権など、開示することによりまして企業活動における地位や信用あるいは正当な利益を害するものと認められるものなどが不開示情報とされております。

また、第7号でございますが、第7号では市の機関または国等の機関が行う監査、検査、取り締まり、試験、入札、交渉、争訟、その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業もしくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、またはこれらの公正もしくは円滑な執行に著しい支障を生ずると認められるものと規定されております。本号では、市や国等の機関において行われる、例えば入札関係の情報などにおいて、入札の本来の目的を達成できず、公正な競争によってなされるべき本来の適正な額での契約等が困難となり、公共の利益が損なわれることにつながったり、検査や取り締まりの目的が達成できなくなったり、あるいは交渉事や争訟の対応方針などを公にすることにより交渉の不調や遅延を招き、または認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合などについて、それぞれ不開示情報と規定しているものでございます。

次に、この室戸市情報公開条例の2点目でございますが、改正についてであります。先ほど申し上げました室戸市情報公開条例第8条各号の不開示情報に関する規定は、県や他市においてもほぼ同様の規定となっております。お伺いいたします範囲では、おおむね同じような取り扱いをされているというふうにお聞きをしているところでございます。したがって、条例そのものにつきましては直ちに改正の必要性はないのではないかというふうに考えております。

ただ、これまで私どもが情報開示の判断をする際に参考としてまいりました高知県の取り扱いにおいて、公共工事関係の情報開示に関し、一部従来の取り扱いを見直す旨の情報がございしますので、その具体的な取り扱いについて確認をした上で、それを受けた各市の対応等を踏まえまして、市の幹部職員で構成いたします情報公開・個人情報保護調整委員会において、その取り扱いの見直しの必要性などについて今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 山本議員さんに(4)の市有林看守人制度の問題点と制度の是非について市長答弁を補足いたします。

まず、2点目の市有林の盗木等について、過去の10年間の報告についてであります。こうした事例について記録として残っているものはございませんが、昨年度におきまして、林道への崩落等についての報告をいただいております。

次に、3点目の看守人の報告に基づく現状の確認についてでございますが、以前には担当課の職員が年に数回、看守人と同行し、現地を確認していたということは聞いておりますが、職

員数減の影響もあり、ここ数年は行けていないのが現状でございますので、こうした点につきましても、先ほど市長が申しあげましたように、他市の例などを参考に、関係者等の御意見を伺いながら、適切な管理となるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 市長答弁を補足させていただきます。

大きな1の3点目、室戸市発注工事の問題点についてのうち、新火葬場建築工事の1点目、現在の進捗率でございますけれども、建築主体工事の現在の進捗率は、今月6月中旬で増額変更部分も含めまして約50%でございます。建物の主要部分の躯体工事につきましては既に完成いたしておりまして、現在内外装工事、塗装工事等にかかっているところでございます。また、火葬炉につきましては、来月の7月上旬には搬入、据えつけの予定でございます。

2点目、変更工程表と比較して現在の状況についてでございますが、現場の施工状況、工事の打ち合わせを考慮しまして、変更工程表と比較して前倒しで行っている工事や、また一部おこなっている工事もありますが、全体としてはほぼ計画どおりに進捗いたしております。

3点目の管理監督が十分できているかでございますが、設計業者、建設業者、設備業者、担当課で2週間に1度、現場確認、進捗状況の確認を中心に定例の打ち合わせを行っております。また、必要に応じて臨時の打ち合わせも行うことといたしており、関係者の連携を図っております。これらによりまして、建築主体工事は本年9月15日には完成する見込みでございます。

新火葬場につきましては、工期延長によりまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしておりますので、工期内に完成するよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（久保八太雄君） 岡本建設課長。

○建設課長（岡本秀彦君） 山本議員さんに1の(2)市道の管理経費削減についてお答えします。

市道の維持管理につきましては、本年度当初予算でお示しいたしましたように、本年7月からシルバー人材センターにパトロール等をお願いすることとなっているところであります。小規模な穴、直径50センチ程度の穴については、これまでに行った試験的なパトロールの際に応急修繕をお願いしてきたところではありますが、無数にある箇所や少し大きな穴については、部分的な打ちかえやオーバーレイで対応するようにしております。

まず、御質問の1点目の応急補修用舗装材の購入費についてでございます。

平成24年度で117万2,000円、平成25年度で144万4,000円、平成26年度で222万8,000円で、3年間合計で484万4,000円となって、平均で161万5,000円となっております。平成26年度につきましては、台風11号、12号などの災害による被害が多くあったため、例年より多くなっております。

次に、2点目の生コンクリートによる補修についてでございます。

コンクリート舗装と応急補修用舗装材で1平米当たりの材料費及び施工費を含めた平成27年6月単価で単価比較をしますと、コンクリート舗装で1万678円、応急補修用舗装材で8,946円で、補修材のほうが1,732円安価に施工できます。このことから、市道の応急的な補修については主にこの補修材による補修を行っているところでございます。

ただ、この補修材につきましては、一時的な応急補修用の舗装材ですので、強固なアスファルト舗装には耐久性の面では及びませんが、職員等により即対応するためには、常温でも保存でき、施工も容易なこの補修材が適切であると考えております。ほかの市町村でも同様の理由で補修材を主として用いられているようにお聞きしておりますが、施工箇所に湧水がある箇所や軟弱地盤などである場合については、工期は要するものの、耐久性にすぐれているコンクリート舗装のほうが適しております。そのような箇所を除き、下地の清掃や接着用の乳剤、転圧機等による締め固めなど適切な施工を行えば、車道でも3年から5年はもつと聞いておりますので、常会やシルバー人材センター等にお問い合わせの際は、施工方法等についてもしっかり指導してまいります。

いずれにいたしましても、施工箇所により最も適した使用材料や施工方法を検討するとともに、材料等についても情報収集を行いながら経費節減に努めてまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 久保教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（久保一彦君） 山本議員さんに大きな1点目の(3)室戸市発注工事の問題点についての教育委員会発注の工事についてお答えいたします。

御質問の3件の工事に関しまして、1点目の増額理由、2点目の増額箇所は補助申請箇所か、3点目の補助金交付額の当初との比較につきましては、それぞれ関係がありますので、工事ごとにあわせてお答えさせていただきます。

まず、平成23年度繰越明許、佐喜浜小学校校舎大規模改造工事では、1、校舎外壁面のクラック、ジャンカ等対策による増額及び2、既存木製サッシュに強化ガラスをはめ込むことができないため、飛散防止フィルムに変更したことによる増額等がございまして、いずれも補助対象でございます。そのほかに、3、校舎南側犬走りのコンクリート及びモルタル部の割れ対策による増額並びに4、生徒昇降所の屋根防水シートの修繕などの増額がございしますが、これらはもともと補助対象ではない部分でございます。当初の交付申請額と確定額の比較につきましては、交付金額で約3,100万円の減少となっております。本工事は、当初の申請時にはI s値が0.7を下回る見込みで申請しておりましたが、耐震診断の結果、I s値が0.7を上回ることとなったため、国・県と協議の結果、耐震補強工事から安全対策工事に変更となったため、大幅に減少したものでございます。

次に、平成24年度、羽根昭和保育所耐震補強改造工事につきましては、シロアリ被害対策等

の追加により増額となったものでありますが、本事業は過疎債の対象事業として実施したものでございまして、補助事業ではございませんでした。

次に、平成25年度、室戸小学校プール新築工事につきましては、工事の施工に伴い、教職員の駐車場が確保できなくなったため、南校舎横にありましたターザンロープの撤去及び延焼防止対策等に要する経費が増額となっておりますが、これらは補助対象の場所から少し離れた場所であることから、補助対象外となっております。なお、本事業につきましては、当初の交付申請額に変更は生じておりません。

次に、監督職員についてであります。近年の職員数の減少や技術職員の退職等に伴い、事務職員が監督職員になるケースがふえてきている状況にあります。工事の円滑な施工のためには、監督職員の知識向上を図ることはもちろんであります。工事の施工管理につきましては、管理業者と委託契約を結んでいるところでありますので、設計監理業者とこれまで以上に連携をとり合いながら、必要に応じ検査職員にもアドバイスを求めるなど、適切な施工となるよう取り組んでまいります。

次に、工期内完成に関する確約書についてでございますが、工事の工期内の完成につきましては、建設工事請負契約書の各条項に基づきしっかりした対応をとってまいりたいと考えております。また、当然正当な理由がない場合等につきましては、毅然とした態度で臨んでいかなければならないと考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 溝渕室戸市選挙管理委員会委員長。

**○室戸市選挙管理委員会委員長（溝渕康展君）** 山本議員さんに(5)選挙の事前運動等に係る選挙管理委員会の姿勢について、私のほうからお答えいたします。

最初に、選挙管理委員会の職責等について説明をさせていただきます。

御案内のとおり、選挙管理委員会は、地方自治法第186条及び公職選挙法第5条、第6条により選挙に関する事務を管理するとともに選挙に関する啓発周知を行うことと規定されております。

まず、御質問の1点目についてであります。4月16日、匿名の方から選挙管理委員会事務局に電話がありまして、まだ市議会議員選挙の告示前であるが、ある立候補を予定している者の事務所から電話がかかってきてよろしくお願ひしますと言われたが、これはいいのかといった内容、問い合わせが1件ございました。御案内のとおり、特定の候補者名、選挙名を上げて投票依頼をすると、事前運動の禁止に違反するおそれがあることを伝え、どの立候補予定者の方かをお聞きしましたが、候補者名を言わないまま電話を切ってしまったとのことあります。その翌日の4月17日には、別の方から、候補者名を特定して、市民からその特定の候補予定者の事務所から投票依頼の電話がかかってきているということを聞いたが、それは事実かとの問い合わせがありました。

こうした経過でございまして、通報等の件数といたしましてはこの2件でございます。

3点目の御質問につきましては、2件目の問い合わせを受けて当該事務所に問い合わせたところ、事務員がまた電話をかけてはいけないと知らずにかけていたらしいとのことでした。

これを受け、選挙管理委員会といたしましては、当該立候補予定者に対して、選挙運動の期間が公職選挙法第129条に定められており、公職の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ選挙運動をすることができないこと、告示日の立候補受け付けより前に選挙運動をすると、事前運動の禁止に違反することとなること、選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得、また得しめるために選挙人に働きかける行為であることを伝え、注意喚起とともに指導を行ったところでございます。選挙管理委員会といたしましては、今回の事案につきましては、いただいた情報が1件は匿名であり、特定の候補者名も不明なこと、もう一件についても伝聞の情報であり、詳細にわたるものでなかったことも考え合わせて、警察への情報提供は行わず、公職選挙法と関係の法令にのっとり指導、助言等を行う立場として注意喚起及び助言に努めたところでございます。

なお、公職選挙法違反が疑われる事案についての事実関係の調査を含む取り締まりにつきましては、同法第7条の規定により、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官にその公正な執行が委ねられているところであり、公職選挙法に違反するか否かの判断は、法と証拠に基づいて、司法において行われるものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（久保八太雄君） 久保教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（久保一彦君） 答弁漏れということで、どうも失礼しました。

教育委員会としましては、契約の際、また施工管理の際、そういうところにつきまして、私も入りまして、設計業者、また監督職員、それと契約業者と十分な話をしていくということ、また検査職員につきましても、先ほども申しましたようにアドバイスをいただくということで対応してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保八太雄君） 山本賢誓君の2回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。2回目の質問を行います。

まず、1番の市長の管理責任という部分で、小松市長がそういった職員管理には非常に力を注いでやってくれているということは十分に認識もしておりますけれども、その取り組み、指導も、それが改善がされたかの結果の確認というものが非常に大事だと思います。市長の答弁の中で、市民から職員は非常によくやっているというふうな声が届き出したということは、全体としては、これは職員の資質が上がっているということになると思いますけれども、本当にそれを確認していくためには、23年、24年から始まったこの職員の管理、それからPDCAサイクル、これには取り組むという市長の姿勢もありましたから、その機能をもう一回確認して、職員の考課制度も含めてそのPDCAサイクルの確認というものにもう一回取り組んでい

ただきたい。そして、その結果をまた議会の中でも報告してもらいたいと思いますけれども、それに対する答弁をよろしくお願いします。

それから、これは副市長に答えてもらいたいですけれども、教育委員会発注の工事についての件で、その最低制限価格に1,000円、2,000円でおさまるといふ部分を質問しましたけれども、建設工事は業者のほうもそういう見積もり単価、見積もりを出すソフトが充実してますから、ほとんど設計額に近い単価の金額が算定できます。

ただ、建築工事は、見積単価も、それから金入り設計書にしても、それから市独自の諸経費率、そういったものが入札メンバーに知らされない中での入札となりますから、この見積単価っていうものは、設計会社によって全て同じものを見積もっても単価が違うわけですから、そういうことがわかり得ない状況の中で2,000万円、3,000万円の工事の最低制限価格が1,000円、2,000円、こんな近くまで見積もれるものかと、これは誰でも疑いを持つわけです。だから、その入札結果があったときに何かおかしくないかという姿勢を執行部が持って、そういう内部調査をすとか、そういう姿勢がなくてはならないということを私は2回目で質問させていただきますので、なければならぬ結構ですけれども、今後は、特に建築工事において、そういうふうな状況があった場合は非常に疑わしい行為があったのではないかというふうに想像できますから、それをちゃんと内部調査ができるかと、そういう体制をつくれるかということをお聞きをします。

それから、6番の選挙管理委員会の件ですけれども、電話をしてきた人が匿名であるとかという部分で注意にとどめたということでもありますけれども、これは私きのうことです、きのう、ある65歳ぐらいの女性から私にも電話がかかってきました、名前もちゃんと言うて、それであなたはまだ告示になってないんじゃないですかって言うたら、聞き返したら、一旦電話を切って、すぐ後で知りませんでしたっていう話、これはきのう聞いたんですね。そういうことから、選挙管理委員会から当事者に電話したときに、ほかの職員が言ったことと委員長が答えたことはちょっと違いますけれども、事務員が知らずに勝手にやったとこういうニュアンス、これは間違いなことだと思いますけれども、通常で考えたら、事務員が告示日の何日も前から、恐らく3日ぐらい前だと思います、それから何の指示もないのに有権者に電話をするということはありません。それで、通常私らの選挙事務所の中で考えれば、事務員が2人としたら、3日間やれば数百人には電話がかかっているはずですよ。そういうことを選挙管理委員会はちゃんと把握して、通報者が2人だったら2人ぐらいしかいないということではなくて、そういう判断をすれば、これは現職の議員か落選議員かということは私も言いませんけれども、そのあたりもはっきりしてもらいたい。

そして、もし現職議員であれば、そういった選挙違反行為になった場合には、いろいろ懲罰とか選挙倫理条例委員会とか、それから辞職勧告とか、議会はそういった不正を許さない姿勢を貫かなくてはなりませんから、そういう行為にも及ばなくてはならないということは、現職

であるのか、落選候補者であるのか、それと市民への公表を2回目の質問としてします。

それから、情報公開の件ですけれども、たていとしては、私も何度も情報公開請求をしていますからわかります。ただ、その前に、情報公開条例っていうものは住民に理解と信頼を求めるためっていうような説明がありましたけれども、こういう場合、不正をはらんでいるという場合には、これは誤解と不信感しかないですよ、誤解と不信感しか。それと、見積単価っていうものは公共工事を構成する大事な一つの要素ですから、これはある意味準公共単価として取り扱うべきで、公表しなくてはならないと思うがですよ。これ質問の中で言いましたけれども、見積単価には非常に闇の部分が多い、そういうものが隠されたままっていうことは、これは通常の範囲内では考えられん、私の範囲内では考えられるんということですよ。それから、諸経費率、これは諸経費率も市独自の諸経費率ということであるから、公表はできないということは、市がその当事者になるから公表できないという意味。普通の建設工事とかになれば、金額によって諸経費率は全部決まっていますよね。そういうことも含めて、建築だけということやないと思いますけれども、この諸経費率っていう部分は、先ほど質問でも言うたように、意図的に業者が工期を延ばせば、その現場管理費とかなんとかそういうものは経費が上がっていくわけです。現場の工事の数量は全然変わってないのに、その工期の延長だけで諸経費率が上がって、業者のほうへ金が流れていくという、そういうふうな要素も含めていますから、公表するということは絶対大事だというふうに私は思うがです。それから、いろいろ検討はしてくれるということですが、そういったことも含めて再度の答弁をお願いしたい。

以上で2回目を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 山本議員さんの2回目の御質問にお答えをいたします。

私からは、職員の管理、責任、職員に対する指導というようなことについての2回目の御質問の中でございます。

職員の資質を高めるために、いろんな研修であるとか、いろんな取り組みをしてきたというのは御案内のとおりでございます。また、人事評価制度につきまして、取り組むことによって、しっかり取り組んでくれている方にはそれなりのメリットを与えていこうというようなことにつながっていくわけですから、やる人に対してはしっかりそれなりの評価もするということにつながっていくわけであります。ですから、やはり議員さんの言われるPDCAサイクルといいますか、そういう計画をし、実施をする、そしてチェックをして、再度改善点を改善し、実施をしていくというような形というのはどうしても取り組んでいかなければならないということでございます。そうしたことをしっかりやりながら、職員の資質の向上に努めてまいります。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 久保副市長。

**○副市長（久保信介君）** 山本議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の入札制度に関しての御質問でございますけれども、この最低制限価格に対しての金額の例とかを上げられましたけれども、入札制度につきましては、市長も先ほど御答弁申し上げましたように、これまでも適正な執行に努めてきたところでございまして、今後においても適正な執行に向けて取り組んでいきたいと考えておりますが、先ほど市長が申し上げたものと繰り返しになりますけれども、予定価格調書に関しましては、入札までの間は財産管理課にて厳重に施錠管理もされておりますので、公正に入札が行われているものと認識をしております。

それから、本年度からは事前に工事入札書をあわせて提出させることとしておりますので、今後とも入札制度につきましては、国・県の指導のもと、適正な運営となるように努めてまいりたいと考えております。

それから、情報公開に関しましてでございますけれども、情報公開に関しましては先ほど御説明申し上げたとおりでございますけれども、最後のところで申し上げましたように、私どもがそのよりどころと一定してまいりました高知県の取り扱いが、公共工事の関係の情報開示、従来の取り扱いを見直すというふうな情報をいただいておりますので、ただそれを具体的にどのような形でどんなところまで開示にするのか、不開示にするのか、その見積もり等の内容等の部分も含めて、また詳細に具体的にどういう部分を開示、非開示として扱うかというところが承知できておりませんので、それらを踏まえた上で、先ほど申し上げましたように庁内の組織において見直しの必要があるかどうかについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 溝渕室戸市選挙管理委員会委員長。

**○室戸市選挙管理委員会委員長（溝渕康展君）** 山本議員さんに2回目の質問についてお答えいたします。

個別の事案について調査をすべきではないかということでございますが、選挙管理委員会としましては、個別の事案については具体的な事実関係を調査、判断する立場にはございません。先ほども申し上げましたとおり、選挙管理委員会は地方自治法第186条及び公職選挙法第5条の規定により選挙に関する事務を管理することとされておまして、また公職選挙法第6条により選挙に関する啓発、周知等を行うこととされております。

一方、個別の事案についての事実関係の調査を含む選挙の取り締まりについては、公職選挙法第7条の規定により、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官にその公正な執行が委ねられているところです。また、個別の事案が公職選挙法に抵触するかの判断は、法と証拠に基づいて司法において行われるものです。こうしたことから、選挙管理委員会は個別の事案が公職選挙法に抵触するかどうかについての事実関係を調査、判断する立場にはないものでありますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（久保八太雄君）** 山本賢誓君の3回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。3回目の質問を行います。

まず、先ほど副市長から入札制度は適正に行われている、それを聞いているのではない。例えば、見積もりが至難のわざである建築工事で最低制限価格、それは財産管理課に保管してあるということですが、それに3,000万円の工事でわずか1,000円、2,800万円でわずか2,000円、そういった入札結果が出たときに、ここは何かおかしくないかよってという判断、気持ちを持ってくださいって、持って内部調査でも一回やると、そういうふうな姿勢を持てるかどうかっていうことを質問したはずですので、もう一回答えてください。

それから、選挙の件ですけれども、当然そういう相手の選挙事務所に連絡もし、名前も候補者名もわかっているはずですから、それはここで公表してもいいんじゃないです。完全な公職選挙法129条に違反はしております、捜査権とかそういったものは別の組織でということですが、そういうことを確認したら、警察とかそういうところへ通報するっていう義務は選挙管理委員会にないと思いますけれども、それできないということはわかりますから、せめてこの中でそういうはっきりした選挙違反者がおりますから、それを公表するということをお願いしゅうわけです。

以上で3回目を終わりたいと思います。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保副市長。

○副市長（久保信介君） 山本議員さんの3回目の御質問にお答えをいたします。

その予定価格に近いとき等には疑問の気持ちを持って臨まないかんのではないかということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、これまで適正に行われてきたというふうに考えておりますけれども、そうした疑問を持つっていう気持ちを持つっていうことは、それは必要だと考えております、はい。これまで以上に適正な入札制度、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 溝渕室戸市選挙管理委員会委員長。

○室戸市選挙管理委員会委員長（溝渕康展君） 山本議員さんにお答えをいたします。

先ほど来も答弁しておりますが、選挙管理委員会は地方自治法第186条及び公職選挙法第5条、第6条により、選挙に関する事務を管理するとともに選挙に関する啓発、周知を行うことと規定されておまして、ただいま御指摘の氏名等の公表については控えさせていただきます。

○議長（久保八太雄君） これをもって山本賢誓君の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日24日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 3 時 3 分 散会